

国府叢書卷二十八

1

(表紙貼紙) 「書目

櫻井村

紛擾記」

(表紙外題) 「国府叢書 卷廿八」

2

3

(貼紙)

「謹啓仕り候、別冊紛擾記拝

借拝讀致し候而、誠ニ感慨

無量ニ御座候、

拝具

七月一日 右左老

加藤兄 尊下

昨日ハ色々今治ニテ難有存し候、御
挨拶申上候、」

4

5

6

7

明治三十四年三月

櫻井村紛擾記

關係主任 (他部落)

加藤友太郎

8

櫻井村紛擾實記

抑我櫻井村ハ、明治二十二年十二月十五日ヨリ町村制カ實施ニ成テ、明治二十三年三月一日ヨリ生タシテアル、其舊村ハ櫻井村、長沢村、孫兵衛作村、旦村、登畑村、宮ヶ崎ノ内字本村（舊幕領）、国分村、古国分村（舊今治藩領）七ヶ村ト壺部ニ依テ成タシテアル、然レトモ櫻井村ノ内、字濱ハ商工漁夫ト雑業カ大体テ、農家ハ實ニ僅少ナリ、他ハ大体カ農村テアル、故ニ人情風俗も自カラ違ツテアル、時ニヨルト些々タル出来事カアル、

（頭注）「□十年五月□聯合シテ」

今度ノ紛擾ニ付テモ、原ハ遠ク高等小学校設置ニ起

因スルノテアル、元来此高等小学と云ハ、初ガ今治ニ出来タ、夫レ

ハ越智郡全部ニ壺ツノ高等小学校テアツタ、世ノ進歩ト共ニ

些カ七年ノ後、明治二十六年ニ至ルト同校解散（分離）シテ、

富田村、櫻井村、立花村、清水村、下朝倉村連組合シテ

河南高等小学校ト稱シ、富田村大字上徳ニ創立シタシテ

アル、世ノ進歩ハ恐ルベク、明治三十二年ノ頃ニ成ルト、通学生

カ櫻井村計ニテモ既ニ百名ヲ超過スル事ニ成ツタ、

此時濱部落選出議員ヨリ、多数ノ児童ヲシテ

通学セシムル、頓田川出水等多キヲ以テ安心ガ出来ン、故ニ

校舎ヲシテ頓田川ヲ越サシメタレハ實ニ安心テアル、何カ諸君

ニアリテ考モアリハセンカト云フタレトモ、其時ハ立消ニ成テ

ワツタ、

明治廿三年一月ノ村會ノ時ニ成ツテ、河南高等小学校

ヲ分離シテ本村ヘ單獨ニ高等小学校設立の協議説

ガ出頭シタシテアル、然レトモ此時ハ何レモ熟考シテ

見ルト云事ニテ閉会ニ成テ居ツタ、

10

明治三十三年二月一日ノ村會ノ時テ有ツタ、又高等分離ノ説

ガ出タ、其時ニハ、分離スルト云フハ殆ント意趣カ定リシモ、其

實施期限ハ定ラナシタ、殊ニ当時教育令改正ノ事ニ付、

文部省ニ於テモ種々取調中タル事、又新聞紙ハ申迄モ

ナク、民間ニアリテモ改正法ハ尋常高等カ併置セラル、トカ何トカ
取りくノ咄ガアリ、茲ニ於テ意趣ハ確定スルモ、其實施ノ事
ニ付テハ、先改正令ノ出ルルヲ俟チテ、後チニセンコト咄合タンテ
アル、

此時濱部落ノ議員ハ、高等小学校分離スルコト成リテ、濱ニ
設置ヲ定メラル、ナラハ、其創業費ハ濱ニテ寄付カテキ
ルノテアルトノ意ヲ洩ラシタリ、然レトモ誰壺名トシテ他部
落議員之ノ言ニ應スルモノナシ、

茲ニ聯合セシ河南高等小学校テアル四月ノ入学生徒ヲ
見越スト、尙学級ノ生徒ヲ入ルベキ校舎ガナイコト成

ル、故ニ別築ノ事ヲ組合長カラ協議カ屢々アレトモ、櫻
井村ニアテハ、既ニ内間分離ノ意思モ定メテ居リ、啻次ノ

教育令改正見越シテ居ル事ナレハ、組合會ニテモ別
築工事ノ事ハ延期説ヲ唱導シマシタ、時ニ他村ニアリ

(欄外) 「組合議員加藤友太郎」

テモ教育令ノ改正ニ付些少顧ミル所アリ、異議ナク

延期シテ仮分教場ト云フコト決定シ、拝志町ニテ

一ノ家屋ヲ借り、之レヲ仮分教場ト定メ、許可ヲ得タン
テアル、

教育令モ改正ニナリ、愈九月一日ヨリ實施スル事トナリ、
然レトモ前令ト格別ノ異ナル事モナク、茲ニ於テ先ニ

定メテ居ツタ意思ニヨリ、河南高等小学校組合長
ニ向テ、分離請求スル事ニ表面決定セリ、

九月廿五日、分離交渉委員ヲ撰定シ、示後数回

交渉の末、十二月ニ成テ弥河南高等小学校ヲ解散スル
ノ議カ纏マツタ(分離協議員ヲ各選出シテ、夫レニテ)

11

十二月初メ、櫻井村々會ニアリテハ、併置説ト分立説ノ二派

ニ分レタリ、茲ニ於テ實地調査ノ必要ヲ生シ、委員

ヲ挙ケテ調査セシメ、其報告ヲ俟テ後チニ決定スルコト

ナリタリ、夫ヨリ上ケラレタル委員ニテ實地ヲ調査セシニ、

東北部ハ道路溝渠ニ差支ヘ、南方ハ人家アリ、些少

西方山間ニ餘地アリテ充分ニハアラザレトモ、可成出来得ル

見込ナリシニ、委員中ノ濱部ヨリ出タル村上時次郎氏ノ曰

ク、同所ニ建築物ヲ設置スル時ハ南部ニアル耕地

空気の流通悪クナル為ニ、作物ニ被害ヲ醸生スルト云ツテ

絶對ニ反對スル事トナリ、依テ併置スル説ハ断念

スルノ外ナキニ至リタリ（後チニテ考レハ、何カ意思ノ含ミ

居リシモノト思ハル）、（明治三十九年度ニ於テハ、同所ハ尋常小学校

舎別築ヲ實行スルモ、誰レ尅名トシテ郷櫻井人ノ異議ヲ

唱ヘシモノナシ）、茲ニ弥高等小学校ハ獨立スルコト

ニ決定シ、重テ前委員ヲシテ其位置ヲ調査セシメ、其

報告ニヨリ全會一致ヲ以テ、現今（寺屋敷）ノ所

ニ位置確定シタリ、

十二月十一日ノ村会ニ、高等校設備委員力選定ニナリタリ、

其当時ノ議会ニ際リテ、濱ノ議員芥川庫太郎氏ニ對シ

（皆居合セタリ）、濱ニアツテハ先ニ志島原ニ高等校舎ヲ

置テ呉ルナレハ、創業費ハ兎モ角モ出来ルトノ御咄

モアリシカ、今志島ヘ置ク事ニスルモノトスレハ、相当ノ御

考ハ有ルノデアリヤ、参考の為メ御聞スルノテアルト云、

芥川氏云フ、夫レハ前ノ事デアツテ、今ト成リテハ斯

ル強氣ハ無ヒノテアルト云フ（實此事ハ、前會ニ於テ位置

確定ノ上ハ聞く必要ハナケレトモ、濱部落ノ掛引

ノアランコトヲ慥メ置必要アリタルニヨルモノヤ）、

前會確定の位置、無論濱部落議員トシテモ

異議アルコトナク、實調の際モ村上時次郎君、田村只八君等モ

共其委員デアリタリ、

此会ニテ創業費トシテ式千四百円ヲ各部落ヨリ

12

寄附ノ内協議ヲシタリ、

明治三十三年十二月廿七日ノ村会ニテ、前會ニテ内協議ノアリ

シ式千四百円ヲ各部落ヘ指定寄付ニセシムルコトニ確

定シタリ、

明治三十四年一月 村會ノ決議ニヨリ監督官廳ヘ

設備ニ權ル稟請ヲ為シ、其許可ヲ得テ順序正シク

遂行スニ至リタリ、

此頃ヨリ高等校ヲ濱ニ移ソコト云フ説ガボツク起リシ

モ、濱部議員ハ勿論、有志者間ニ於テモ、今日ト成テ高

等校舎ヲ濱ニ移（轉）築スルコトハ、如何ニ濱カ希望スルモ

出来得ヘキ事ニアラスト主張シテ居リシヨシ、耳ニシテ

居タンテアル、

其内ニ委員トカ云フ者カ濱部落ノ人民間ニ出来テ、
夫カラ夫レガ屢々村長へ高等校移築ノ事ヲ迫リ
タンテアル、此時村長ニアリテ、全議員一致ノ決
議ニシテ、議會其者ハ更ニ異議ヲ唱フル筈ナク、
尙部落人民ノ便利ノ為ニ、移築ヲ請求スルノテアル、
故ニ移築スルノ或ハ工事ヲ中止セシムル抔ト云フヘハ、
村長トシテ出来得ヘキモノデナイ、乍併村會議員
ニシテ何カノ都合ニヨリ議員三分ノ一以上ノ請求ガ
アルトキハ、議員ヲ召集スルヘガ出来ル、議會其者カ變
更ノ決議カ出来タナラ、其決議ニ任シテ移築
ナリ中止ナリ村長ニテ出来得レトモ、今ノ場合村長タル
者如何トモスルヘ能ハス、故ニ工事ハ追々進
行シテ居ルノテアルト答ヘタルヨシ、村長タルモノ
正確タル決議ト認ムル上ハ、如斯アルヘ勿論也、
聞ク所ニヨレハ、其委員ナル者ハ濱部落全部テ
ナク有志ノ撰定ニシテ、全ク有志ノ代表ナレトモ彼
等如何ニシテ成共、此高等小学校舎移築ノ事ヲ
貫徹セシメントテ、種々ノ事ヲシテ濱部落

13

ノ不同意者ヲ威怖シ、殆ント一致セシメ、又黙止セシメタ
ノテアル、依テ此代表者ナル者ハ、万一此目的力達セ
ザルニ於テハ、本村ヲ分離シ濱ヲ獨立シテ成共、濱（ヲ）ニ
学校ヲ設置セント云フニアリ、夫ニ對シテ濱ノ有志者
ヨリハ、此代表者ニ對シ委任状迄ヲ渡シ居リシヨシ
（欄外）「議員惣代ハ有志外ナリト云フ」
此事ノ相違ナキ事ハ、委員中ノ慥成者カ我々
ニ向テ咄シテ居ルノテアル、此分村云々ハ他部落
（ヲ）ヲシテ威シタンテアル、之レ愚ノ極ト云ハザルヲ得ス、
過日尋常小学校別築稟請許可ヲ得テ、別築工事
ノ入札ヲナシタリ、依テ（抹消）「○尋常校」濱部落ニテ村
會議員モ此別築入札委員ニ当選セシハ芥川
庫太郎氏也、

此尋常小学校ニ用スルハ、河南高等小学校分離
ノ時一棟購入シ居リシ者ヲ用ユルノテアル、然レ共

此工事ハ自然濱部落の大工ノ請負ニ

罹ルヲ以テ、延引シテヲルノテアツタ、

高等校舎四月ニ成ルト、尅棟ハ落成ヲ告ケタ

ルヲ以テ、

此月廿二日ヲ以テ、仮開校ノ式ヲ挙行シテ生徒ヲ

入校セシム、然ルニ濱部落ノ生徒ハ僅ニ尅名

計リテアツタ、他部落ヨリハ五十余名入学シタリ、

濱部落ノ尅名ハ翌日ヨリ来校セス、

聞ク所ニヨルト、生徒其者ハ勿論、其父兄タ

ルモノ十中九マテハ尅日モ早く入学ヲ希望

スルモ、委員等ニ對シ憚ル所アリテ入学ヲ

忌避スルモノ、如ク、其内情ハ推知スルノ外ナシ、

14

四月廿日付ヲ以テ、濱部落有力者四十八名ノ連署

ヲ以テ村長ニ請願シテ曰ク、濱部落ハ民情ガ違フ、

故ニ学校ヲ分割シテ、二様(傍注)「○」ノ教授ヲ請度、依テ

依テ此事ヲ村会ニ計リテ費度ト云フニアリ、

四月廿三日、村會ガ開ケ(マシ)タ其時、濱ノ議員ヨリ

建議案ヲ提出ス、其概要

「○尋常小学校ヲ分割シ、第一ヲ今ノ処、第二ヲ

志島原ニ置ト云ニアリ、其理由ニ曰ク、高等小

学校ヲ志島原エ移築ヲ希望スルノテアレトモ最早

致方カナイ、故ニ尋常校(ヘ)ノ斯ク分割ヲ希望ス

ルハ、部落ノ大勢テアルト云フ(芥川庫太郎氏)、

此時盛重又三郎氏問テ曰ク、濱部落ノ大勢テ

アルト云ハル、モ、尚詳細ニ理由ヲ陳ベラレタシ、果シテ

然ラザレハ賛否ノ意見ヲ定メ難シ、此時又

芥川氏理由ヲ陳ヘテ曰ク、

河南高等小学校ヲ分割シ、郷櫻井(中央)ニ置

ク事ニ定マリシハ濱部落ノ不賛成テアル、併

シ今日トナリテハ仕方ガナイノテアル、此時議長ハ

議案外ニ涉ラスヤト注意ス、芥川氏曰ク、

是ヨリ云ハネハ順序ガ立タン、併シ乍高等

小学校位置変更ノ事ニ付テハ、委員屢々

村役場へ出テ、陳上スル所ロアリト雖モ、今ト

成リテは致方ガナイ、時ニ村長ハ委員ヘ議員

三分一ノ請求ニヨレハ議員ノ召集ガテキルトノ咄

シモ申タル由ナレトモ、今更高等学校ノ位置ヲ変更スル

杯トノ事ハ、不穩当テアルト云ハサルヲ得ス、夫テモ濱部

落ニアリテハ、現今ノ位置ヲ変更セントノ志ハ止マン

ノテアル、

15

濱部落議員、高等学校ノ位置変更ノ事ハ

出来サルモノト考ヲ持テ、本案ヲ提出シタノデア

ル云々、

須臾ニシテ提出者ナル芥川氏ヨリ取消シタ

リ、而シテ後チ、

濱ノ議員ナル十八番（傍注）「○」芥川庫太郎氏ヨリ、左の

件ヲ議長ヨリ諮問案トシテ提出セラレ度旨ヲ

請フ、議長諾シ、諮問案提出ス、其案ニ曰ク、

朗読（取消案ヲ繰帰セシモノカ）

○櫻井尋常小学校ヲ分割シ、第一ヲ今ノ所ニ

置キ、第二ヲ志島ケ原ニ置ク、

議長曰、本案ニ付一讀会ヲ開ク旨ヲ告ケ、質問

アラハ質問セヨト云フ、

五番議員（濱ノ村上時次郎氏）理由ヲ陳フ、其概略

抑本校ヲ二ツニ割ツト雖トモ、經費ニ於テ些少ノ

増加ハアルモ、多くノ違ハナクシテ、生徒ニ充分ノ

利便ヲ与フルノテアル、而シテ他部落ノ生

徒ニハ別ニ迷惑ヲ与ヘス、殊ニ他部落ハ

農業（傍注）「○」ニシテ、濱部落ハ商業家デアレハ、幼

稚ノ時方別途（傍注）「○」ノ学校ヲ設ケ、各々教授ヲ

異ニシテ、農商適當ノ授業ヲ授ケ、幼稚ノ時方

脳髓ニ徹セシメ置ケハ、後日双方ノ功果シテ多

カラン、殊ニ濱ハ戸数ハ多く負担ノ義務モ

多く、貧民モ他ニ比較スル多く、故ニ教育

普及ノ上ニ於テ志島原ニ通学セシムルモノトス

レハ、弁当ヲ持タスシテ通学セラル、ヲ以テ、貧民

就学ニ便利ナル故ニ就学者ヲ増加スル事疑ナシ、

今日ノ場合就学者（抹消）「ヲ」増加スルノ策ヲ取ル事

尤肝要テアルモノト信ス、他部落議員加
藤友太郎曰ク、本員ハ尋常小学校分割ニハ

断然反對テアル、故二十八番芥川氏ノ提出、五番
村上氏ノ賛成理由ヲ陳ベラル、所ニヨリ僅カ意見

ヲ陳テ、二君ノ再考ヲ促サントス、

經費ニ於テ僅少ノ増加アルノミニシテ、他ニ大ナル便
利ヲ得ルモノト云ハル、モ、本員ニ於テハ決シテ斯ク

認ムル能ハス、多ク増加スルモノト信ス、今二個同等

ノ学校ヲ設置スルトキハ、教員ハ云迄モナク、器械

等ニ至ルマテ何一ツトシテ同等ノ品ヲ備ヘザルベカラス、

第一教員ニアリテハ、各々善良ノ人ヲ聘セント欲

スル事疑ナシ、其他事々物々然カラン、故ニ今

日ニ於テ姑息ノ手段ヲ取ルモ、決シテ永續スルノ

策ニアラス、諺ニアル飯上ノ蠅ヲ逐ガ如ク、直クニ

多ク集候ヲ疑ナシ、費用ノ多ナル事、

又貧民ノ多キ事ヲ陳ヘラル、モ、各部落多

少異ナルモ比較〈適〉的異ナルヲナキノミナラス、或部

落ニアリテハ反テ多クアルアリ、之レ全ク五番ガ實地

ヲ知悉センノテアル、經費負担モ濱カ多イト云ト

雖モ、之又五番ノ調査ニ疎イノテアル、本員ノ見ル

所ニヨルト、之レニ反シテ居ルモノト信ス、

濱ヨリ現今学校ニ通学セシムルモ、児童ニア

ツテハ運動上適當ノ里程ト云ハザルヲ得ス、濱ヨリ若

干アリヤ六七丁ニ過キス、七部落何レモ六七丁ノ所

アル事ナキノミナラス、多ク十丁以上ニシテ、甚ハタシキ

ハ廿五丁或ハ三十五丁ノ部落サヘアリ、

弁当持参スル貧民等不弁ナリト云ハル、モ、現ニ

多クハ持参セス通テ居ルノテアル、五番ハ燈臺

本暗シテ事實知ラレンノテアル、

如斯理由ナルニモ不拘、他部落ニ多数ノ費

17

用ヲ負担セシメテ、濱部落ノミニ些少ナル

便利ヲ得セシメントスルハ、本員ノ賛成シ能ハザル

所ニシテ、五番モ議員其者ノ取り得ベキ者ニ

アラスト信ス、

此時五番曰ク、十番ハ反對ノ意見トシテ斯陳ベラル、モ、本員ノ（傍注）「○」骨子トスル所ハ他ト濱トハ

農商ノ區別アリ、人情風俗自カラ異ナリテ居ル、

故ニ商ニハ商ニ適當ノ学科ヲ授ケ、農ニハ農

ニ適當ノ学科ヲ授ケテ、後日大ニ益スル所

アラシメント欲スルノテアル、故ニ十番ノ意見ハ本員ノ

意見ノ元ニヨランノテアル云々、

此時老番曾我氏、五番説ヲ駁シテ曰ク、五番ハ

大居ニ法律ノ見解ヲ誤マレリ、抑尋常小学

校ニアリテハ、国民タルモノ、義務教育ニシテ、農

工商其何タルヲ問ハス、一体ノ学科ヲ受ケシムルヲ

法トス、

五番ノ説ノ如クナルトキハ、専門学校同様ノ者ヲ

教授セネハナラン、決シテ斯ルコトノ出来得ベキモ

ノニアラス、殊ニ五番議員ノ如ク一夜造ニテ

前議ヲ変スベキモノニアラス、尋常小学校

別築ノ事ニ於ケルヤ明治廿二年ヨリ種々議ヲ凝シ、

五百円ヲ部落ノ寄附ヲ造リ、茲ニ漸ク別

築スルノ期ニ至リタルモノテアル、尚十八番芥川氏

ノ如キハ、此別築工事入札ノ際、委員（抹消）「夕」ニ上ラレテ来

會シ、其時大言ヲ吐露セシニアラスヤ、而ルニ舌

根未タ干カザルニ早く前説ヲ取消サル、ハ奇怪

千万ト云ハザルヲ得ス、此時五番村上時次郎氏曰、

斯ク變ルノカ今日ノアリサマテアルト云（實ニ

究極ニアラスヤ）（傍注）「○」（此時傍聴者山ヲ為ス、實ニ

町村制實施以來ノ盛況ニシテ、濱部落議

員ノ死活問題ト云ハン）

18

茲ニ至リ議長ハ議論尽キタルモノト認め、決

ヲ取ル、

本案ニ就キ第卷二十番ノ反對説ニ同意者ヲ

起立ス間、議長ヲ除ク外拾七名ニシテ賛成者

（傍注）「○」十名、分割説七名ニテ、分割諮問案倒レタリ、

四月廿七日村会開設（濱部落議員請求）、
本日ハ濱部落ノ議員ヨリ提出セシ議案
ハ、廿三日ノ案ヲ再度議長の（傍注）「ノ」手元マテ出シ
居リシモノ、如ク、

開會スルヤ否ヤ、十八番議員ヨリ議長の手
元マテ差出シ居ル議案ハ提出者ヨリ取

消度旨申立テタリ、

議長議場ニ計ル、満場異議ナク、

時ニ拾八番ハ如何ナル理由ナルカ、尚語ヲ亜テ曰ク、

議長ニ於テ此際何カ御考ヲ以テ教育上ニ付

円滑ノ御所置モアラスヤト望ム、而シテ尚

議員ニ向テ諸君ニ於テモ、能々御熟考

アリタシト云フ、茲ニ十番議員ハ駁シテ曰ク、

十八番ハ自分ノ提案ヲ取消置キテ、後ニ其事

ニ對シ議員ニ向テ熟考セイ杯トトハ如何ナル次第

テアルカ、本員ハ要領ヲ得ス、實ニ了解ニ

苦シム次第テアル、

十八番又曰ク、更ニ御熟議ヲ願度、依テ是ヨリ

小会議ニ移サレンコトヲ請フト云フ、満場異

議ナシ、

小会議ニ移ストシテ傍聴者ニ退去ニ命

ス、（此日も傍聴者多シ）

19

此時十八番議員（濱ノ議員也）ヨリ分立学校ノ事ニ

付、何カ讓合ハ出来間敷哉ト云フ、他部落議員更ニ

應スル者ナシ、

茲ニ於テ濱部落議員ハ休憩セントテ退去、泉

屋ニ至ル、暫ラクアルモ着席セザルノミナラス、此俟

明日ニ越シ度旨ヲ請フ、不得止他部落議

員之レニ應ス、 此日午後五時ノ頃ヨリ濱

部落有志中委員ト稱スル者七、八名来リ、

他部議員ノ意見ヲ質問セントテ、第卷ニ

（傍注）「〇」十番議員加藤友太郎ニ迫ルモ、同氏ハ議員ト

シテノ意見ヲ今君方ニ発表スル時機ニアラス

トテ應セス、森重、世良ノ両氏ニ迫ルモ、同上彼

等要領ヲ得ス、忙然トテ退去ス、此時他数ノ
人民議場ヲ取圍ミ、聲援ヲ張り罵詈暴
言至ラザル所ナキノミナラス、屋内議員ノ居ル所
へ瓦石ヲ投スルヲ不少、此時既ニ薄暮之頃也、
今治警察ヨリハ既ニ斯ル事のアランヲ豫想シテ、
数ノ巡查ヲ派シテ警戒惰ルヲナク、然レトモ同夜ハ多
数ノ人民等右往左往ト徹夜スレトモ、警戒嚴ニ
シテ、更ニ異情ナカリシハ仕合テアリタリ、

四月廿八日、双方議員等種々協議ノ末、讓合ヲ以テ
左の通協定スル事となし、濱部落ヨリ

此(傍注)「○」協議書ニ對シ、村長ニテ出願セシムルヲトシタリ、

分校設置スルヲトシテ、監督官廳へ此分校場

位置等(濱ノ方へ)請願スルコトニシ、指定トナリタル上ハ

左の各項ヲ履行スル事(茲ニ他部意アリ、后ニ知ルベシ)

一 分校設定ナル上ハ、式学級限リ入学セシムルヲ、

一 法定ノ式学級以上ナルトキハ、本校へ通学セシム

ルヲ、

20

分校設置ニ罹ル費用ニシテ、左項ノ外濱ノ負

担トス、富田村ヨリ河南高等学校分配ニ罹ル校舍

(傍注)「○」老棟ト(傍注)「○」金式百五拾円(村費ヨリ支出スルヲ)

(傍注)「○」金参百円ヲ櫻井村字濱ヨリ櫻井村基本金

トシテ寄付スル事、

建築物ハ惣而櫻井村ノ(傍注)「○」財産ニ歸スル事、

右の協定ニヨリ一先ツ葛藤ハ氷解セシモノ、如シ、

五月二日、濱部落ヨリ高等小学校へ学生(傍注)「○」五十二名

入学シタリ、

廿八日ノ協定事項ニヨリ、字濱部落ヨリ村長

マテ願書出テタリ、

五月五日村会開設、字濱ヨリノ願意村長方

議會へ提案ニ成ル、満場異議ナク決定セリ、

六月七日

高等小学校開校式ヲ挙ク、

創業委員惣代加藤友太郎ヨリ報告アリ、終テ

郡長ノ祝辞、村長ノ答辞、其外祝辞演舌アリ、
宴会ニ移ル、来客郡長外二名、富田、下朝倉、上朝倉
村長、河南高等、下朝倉高等校長、本校及尋常校
職員及小使、本村會議員、村役場員惣代、大工棟
梁、外ニ法華寺住職（土地ノ關係ニヨル）シテ宴酣
ニシテ無事ニ終リタリ、

六月十四日、村会ヲ開設ス、

小會議ト為ス、議長報告アリ、

曩ニ分教場設置ノ件ハ、決議ノ上其筋ノ

指揮ヲ仰キ居タル所、昨十三日ヲ以テ

分教場設置ノ義ハ必要ト認メ難ク候条、其

旨心得ベシトノ事ニ報告アリタル旨報告セリ、

21

是ノ報告後本会ニ移ツル、（傍注）「〇」別築執行案提出、
多数之議員も斯ク成ル上ハ、是非ナク前知事

の認可ニ成リ居ル通り（傍注）「〇」別築工事執行スルノ外
ナク、是迄中止ニ成リ居ルモ、是ヨリ直チニ工事
ニ取懸ラシムルノ外ナシト云フ、

此時十八番議員ヨリ、考案アレハ決議ヲ十八日迄
延期セラレタシト云フ、満場異議ナシ、

六月十八日、村会開設セラル、

此日ノ議事ハ、前会ニ於テ決議至ラザル第壱号議案、
尋常小学校別築工事執行ノ件ト、外ニ二件アリ

タルモノ也、他部落議員等出頭セシモ、濱部

落出頭せず、如何ト問フハ、昨十七日付ヲ以テ全部茲

ニ辞表ヲ雖出セシ旨議長ヨリ報告アリタリ、茲ニ

於テ其不穩当ナルモノト思ヒ、此日ノ議事ハ中止シテ、

留任勧告ノ為、委員ニ曾我部次八郎、廣川伸太郎、

世良森造ノ三氏ヲ上ケテ、濱部落議員ニ表面留任

ヲ勧告セシメ、其他ノ議員中ニモ個人トシテ留任

勧告ニ尽ス処アルモ、其効見ヘ難シ、

六月廿九日、村会開設セラル、此時間終ニ濱ノ議

員ハ前会ノ勧告ニ應セサルヲトナリタリトノ事、委

員ヨリ報告ニ成ツタ、茲ニ至リテ（傍注）「〇」葛藤事件

再演セントス、

本日の村会ハ再應ニシテ、殊ニ三十三年度決算報告認定、及戸数割決定共二明日限ニ迫リ居ルヲ以テ、仮令濱部落ガ議員ノ就任センモ、荏苒猶

〔餘〕豫スルヲ能ハス、議事ニ取懸ル事トナシタリ、

○濱部落議員ノ辭職理由ヲ認定シタリ、

○戸数割等級ヲ決定シタリ、

22

○三十三年度決算報告ニ對シテハ、濱部落

議員ノ缺員ト曾我部右吉、廣河伸太郎

両氏ノ法律上故障アルモノニ付、認定スル能ハザルヲトナリタリ、

○右ニヨリテ郡参事会ノ認定ヲ仰ク事ニ定マリ

タリ、

○茲ニ愈紛擾再起ス、

七月一日

濱部落ニアリテハ、有志ノ一団ガ出来テ、其内ニテ

右の諸氏ハ、村長或ハ議員等ニ向ツテ、種々ノ事ヲ

訪問シテ、之レヲ濱ノ有志ヘ伝ヘル委員ヲ請ケテ居ルノ

テアリト云フ、

七月二日

議員加藤友太郎、役場ヘ行キ居タリ、前記委

員等聞傳ヘ午後二時ノ頃泉屋ニ来レトノ事ニテ行キタリ、

果セル哉、右五氏居合セ、其應當左の如シ、

委員云フ、渡辺新九郎氏

濱部落議員ハ惣辞表トナリ、依テ濱部落ハ

暗黒トナリ居ルニモ不抱、戸数割ノ等級ヲ始め、万事

法律ニ依テ他部落議員ハ、決議スル意見テ

アルカ、

議員（鉛筆書）「（友太郎也）」

濱部落今日ノ情況ヲ見テ、其俣ニ差置意テハ

ナク、夙夜苦慮スルモ、其善良ナル方法ノアル所ヲ見

出ス事カ、テキナイノテアル、

村会ニアリテモ前々会ニ於テ、

戸数割ノ等級ハ決定スル筈ナレ共、濱ノ議員

諸君へ留任ノ勸告ヲシ、其請ヲ入レラレテ後チニ決
2
3

議スル方穩当ナリシモノト思、其決議ヲ中止シテ

濱部落議員ニ對シ、留任勸告ノ為メ議員

中ヨリ委員三名ヲ撰定シテ、其勸告ヲセシメ、尚

他部落議員モ中止中ハ、能々實查ノ上熟

考シタ次第テアル、

廿九日ノ朝ニ至ルモ、当方委員へ何ノ妙法モナク、

故ニ午前十時、他部落議員ノ委員ヨリ、其模

様ヲ芥川

(傍注) 「○」訪問委員ト云フモノヲ撰挙セラレ、夫レカ左の諸

氏テアルト云フ事ヲ聞キタンテアル、

渡邊新九郎君、野村房治君、月原貞義君、

月原岩吉君、村上豊治郎君、

庫太郎君迄聞合トシテ出頭不在、村

上三郎君ヲ問テ、其意旨ヲ聞クモ、勸告ヲ入ル

、能ハザリシ故ニ、法律上猶豫ノ出来ル限りハ

猶豫シテ、事円滑ニ所理シタキモノト思タルモ、法

期ノアルモノニシテ、茲ニ一日ヲ余ス丈ケテアレハ、最早

躊躇スル時日ナキニ至リ為ニ、決議シタ次第テアル、

右の次第ナルヲ以テ、万事法律上差支ナキ限りハ

補缺選挙ヲ俟チテ、濱部落ニテ議員ノ出来タル後チ

ニ議定シタキハ、議員一同ノ希望スル次第テ

アル、

委員

我々ハ實昨日濱ノ有志集会シテ訪問委

員ナル者ヲ選定シ、君及盛重又三郎君等へ訪

問シテ、何カ濱部落救治ノ方法ハナキヤ御考

ヲ煩ハサン為メ、實ハ出頭訪問スル筈デアリシカ、幸

本日ハ濱へ来ラル、ト聞キ、茲ニ御苦勞ヲ願タ次

第テアル、何カ御苦慮ヲ煩ハサント云フ、

議員(鉛筆書) 「(友太郎)」

今日ノ場合、調定ノ材良トモ成ルベキ方法ノアル所

ヲ見出す事能ハス、諸君ニテ何カ良キ方法ヲ見出シ

居ラル、ナラハ発表セラレタシ、夫レニ付キ熟考セン、

我々モ何モノイノテアル、併シ（傍注）「○」大ナル事ハアレトモ、夫レハ云テ行ハレンコナレバ、其他ニ良キ方法ヲ見出シ

24

テハ居ランノテアル、（此大ナルト云フコトハ威シ文句ニシテ、却テ後日反對ノ決果ヲ見タル事件テハアラザリシカ、）

委員云、

君ヨリ（友太郎ヲ差ス）郷櫻井ノ議員ヲ除ク外ノ議員諸君へ御協議ヲ願ヒタシ、諸君ニアリテ調

定ノ材料トモ成ヘキモノ無キトノ事ナレハ、我々

ハ其事ヲ濱ノ有志マテ報告スレハ、夫レテ一先

責任ガ済ムノテアル、

議員（友太郎）

一統ヲ集合セシムルニハ、一ノ材料カナケレハ成ランモノ

ト思フ、故ニ諸君ヨリモ何等ノ材料モナク、小生モ

又然リ、然ル上ハ他部落議員諸君ヲ君方ノ請ニ

依テ、集会セシムルコトハ出来ンノテアル、併シ君方ニシテ

此上、盛重又三郎君ヲ訪問セラレ、何カ同氏ヨリノ

見込ガアルカ、万一ナキモノトスルモ、同氏カ相談ヲ

シテ遣口ト云ハル、事ナレハ、小生ハ何時ニテモ其（請）

請ヒニ應シ出頭スル事ニ答ヘタリ也、此外雑談

等アレトモ記スベキモノナク（夫（レ）ハ盛重氏ヲ問トテ別ヲ告ゲタ

レトモモ、其後聞ケハ同氏ヲハ問ハザリシヨシ）、

此七月二日、役場吏員（傍注）「○」惣辞職トナリタリ、

之レ全ク紛擾事件ニ對シ責ヲ負テノ事ナリ

ト思フ、

七月三日、法華寺へ議員盛重又三郎、加藤友太郎、

世良森造、村上文太、曾我部次八郎、本宮貞治、吉田

才次郎、越智又兵衛、古国分惣代阿部藤治

集合ス、

櫻井村役場吏惣辞職、濱部落委員訪問ノ

件ニ付、前後策ヲ講セン為集会シタリ、

○村役場吏員ニ對、留任勸告セン為、曾我部右吉

氏ノ意見ヲ叩ク、意堅シテ留任ノ望ミナシ、廣河

伸太郎氏ハ来合セシヲ以テ直チニ勸告スルモ、之又
曾我部氏ト異ナル事ナリ、

25

○収入役以下ニ對シテハ、廣河伸太郎氏ノ意
見ヲ聞、同上

廣河伸太郎氏ヨリ聞ク、二日既ニ惣辭職

ノ顛末ヲ監督官廳ヘ届ケタリトノ事、

本日既ニ(傍注)「○」郡書記曾我部龜吉氏事情視察

トシテ(抹消)「今朝役場へ」今朝役場へ来リタリトノ事、

夫レニ對シ曾我部右吉氏ヨリ迅速役場整

理ノ事ヲ申込ミタリ、同氏モ既ニ郡役所へ

視察ノ情況及後事に付意見ヲ報告セシト

ノ事、茲ニ至リ議員等モ留任の件ハ

断念シテ前後策ヲ講スル事トシタリ、

昨日濱部落委員ヨリ(加藤友太郎)ノ咄シタ

ル件ニ付、協議ヲ懲ラシタルニ、今日ノ現情ニテハ此

俣ニ捨置クヘキニアラストノ事ニ一決シタレトモ、斯

ル無責任ナル委員等ト談スベキモノニアラス、一步ヲ進メテ

彼ノ委員ニ對シ、濱部落ヲ代表セシ責任

ヲ有セシ委員ノ選出方ヲ促シ、其責任ヲ有

セシ委員カ出来タル上ハ、其委員ト談シテ

兎モ角結了スル様致シタシト云フ事ニ

一決シテ、此交渉委員ヲ設ケ、彼ノ委員

ニ向テ其選定方ヲ促ス事トナシ、其委員(傍注)「○」加藤友太

郎、世良森造両氏ニ托ス、

村上豊治郎氏ヲ問フテ其意ヲ傳フ、同氏云フ、

兄病氣ニ依テ、御談示趣キ運ヒ難キ旨ヲ伸

フ、故ニ更ニ月原貞義氏ヲ問イ、同氏ニ其

運ヒ方ヲ申込ミタレハ、相談ヲ(上)スルト漠然タル

答マテ、アツタ、

法華寺ニテ尚後事ヲ協議中、午後四時ノ頃

ナラン、月原貞義、月原岩吉、渡邊新九郎、

26

野村房次氏等来リタリ、

彼諸氏ノ曰ク、我々ハ本日諸氏集會ト聞キ

訪問シタル次第テアルトテ、曩ニ(傍注)「○」加藤友太郎氏迄泉屋ニテ聞キシ条件ヲ繰歸シタンテアル、

此時各氏友太郎トノ(往)應答ト異ナル事ナク彼ノ

諸氏得ル所ナキモノ、如ク、(傍注)「○」就而ハ急刻加藤

世良方傳ヘアル処ヲ幸ニ、一統ヨリ傳ヘ言フ、

委員四氏ニアリテハ濱部落ヲ代表シテ、万事

責任ヲ有シテ御相談ガ出来ルノテアルヤ、若シ出来

ヌ者トスレハ、

全權ヲ委託セラレシ代表者ヲ選出セラレ度、其委

員出来タレハ、日ヲ期シテ双方委員出會シテ

兎モ角協議シ、万一好結果ヲ見ル能ハザレハ、其時

相当ノ所分ヲ講スルノ外ナシト云フ(此事ハ曩二月原

貞義ヘ申込ミ居タルノテアル、)

濱ノ委員ナルモノ云フ、

我々ハ訪問丈ケノ責任ヲ有シ居ル、故ニ今日ノ現場

ヲ濱ノ有志ニ報告スレハ、之レテ我々ノ責任ハ全ク

結了スル、故ニ他部落諸氏ノ御咄シハ有志

迄通スルモ、其相談ヲ為スト否トハ御引受ケハ出キ

ンノテアルト、實ニ無責無法ノ限リト云いシ、

此時追急シテ曰、委員ノ責任ハ是迄也ト云ト雖トモ、

諸君ハ濱部落ノ住人ニシテ、住人タル者部分

ノ責任ハ免レマシク、故ニ其權利ヲ以テ必ラス委

員撰出シテ貰ヒタヒノテアルト告ゲタレハ、

此時彼等右委員定マリタル上ハ、加藤友太郎氏

マテ御報告セント答ヘテ歸タルモノ也、

七月四日ニ至ルモ、

右何分ノ義廻答ナシ、月原岩吉氏外各位

当テ、廻答ヲ方ヲ郵書ヲ以テ促ス、翌日モ又同上、

27

七月六日、此日左の如キ書面ガ参リマシタ、之全

ク濱部落ヨリ責任ヲ有セシ委員撰定

督促ニ對スル返信也、

拜啓昨夕ハ御書面被下難有奉存候、過日

法花寺御集會の同夜、濱部落ノ協議

仕候處、全ク不寄候為メ、相談未定ニ付テハ、生存

委員退任致候間、左様御了知被下度、右御返事云々、尚昨夕御書面岩吉方紋兵衛迄送付致タル趣キ此段不要、御推察被下度候也、

五日

月原貞義

加藤友太郎殿

毎度御苦勞ヲ荷ヒ御尽力ノ程奉鳴謝候、

御承知の通委〔任〕員ノ責任ハ已ニ消滅シ部

落ノ方針トシテハ何等御廻答モ致兼候間、左

様御了知被下度候、先ハ右御廻答へ申披候也、

七月五日

月原岩吉

加藤友太郎殿

右の如キ濱部人ノ無責ト無法ナルハ

實ニ太ハタシキモノナラン、

○尋常小学校別築工事ヲ着手セシメタン

テアル、当時生徒多クシテ校舍狭隘、一机二三名ヲ

ル処モ多クアリ、旁以テ一日モ猶豫スル事カテキ

ンノテアル、

(頭注) 「村長事務管掌」

七月〔八〕八日 役場事務管掌トシテ、(傍注) 「〇」越智郡書

記曾我部亀吉君入村シ、此日ヨリ事務ヲ

執行セリ(五日付ヲ以テ辞令ニナリシヨシ、)

七月十一日、村会開設

郡書記曾我部亀吉氏(傍注) 「〇」管掌報告之件、

其外数件也、外ニ前後策ニ付協議

ヲナシ、

28

此日他部落議員協議ノ末、濱部有志代表者

ノ無能ナルニアキレ、更ニ方法ヲ改メテ、惣代廣

川弥左衛門氏ヲ役場ニ請テ、濱部落ヲ代表

セシ委員撰出方ヲ依頼ス、同氏同感ニシテ雙方

委員ノ會合協議スルノ必要ナリトテ此依頼ヲ

諾シ、近日濱部落ヲ集會サセテ相当ノ所置

ヲ致ストテ別レタリ、其時云、集會セハ充分出来ル見込也、

同日盛重又三郎氏、加藤友太郎兩人別々村上時次

郎氏ヲ訪問シ、村治上ニ付此際君ニシテ傍觀スベキ時ニアラザレハ、一層尽力アランコトヲ申込ミタリ、村上時次郎氏、今日ノ場合黙止スベキ時ニアラザレハ、熟考セント云テ分レタリ、

同月十三日

加藤友太郎役場へ出頭中、濱部落惣代廣

川弥左衛門ニ出逢タリ、依テ十一日ノ依頼ヲ繰返

タリ、其時同氏濱部落事情（傍注）「○」打明咄シ

申ス、

濱部落ヨリ責任ノアル（傍注）「○」代表者ヲ撰定シ、示

後有志ノ意見ヲ以テ、相当ノ所分ヲ為シ得ラル

、人物ヲ豫定シ置キ度ト思フノテアル、然ルニ

濱部落ニアリテハ御承知ノ（傍注）「○」通ナル人物多クシテ、自

カラ此撰ニ当ランコトヲ冀望スル、故ニ先ニ之レガ

防禦ノ方法ヲ立テ、而ル上ニアラザレハ適當ノ人物

ヲ得ル能ハス、為ニ時日遅引スル次第ナレトモ、尚二三

日ノ猶豫アランコトヲ、殊ニ芥川氏モ二三日前方

不在ニ付、其意ヨロシク推察シテクレトノ事、

加藤友太郎モ今日ノ場合、兩三日遅引スルモ何カ

アラン、萬事宜敷頼ムト云テ分レタリ、

或日加藤友太郎、芥川庫太郎氏宅ニ遊フ、同氏

居合、雑談時移ル内ニ参考ト成ルベキ事ヲ

聞込ミタリ、左ニ

29

芥川氏曰、現今他部落ヨリ濱部落へ委

員ノ撰出方ヲ請求セリト聞ク、果シテ委員カテキ

タ上ハ、他部落ヨリ何カ提出ノ條件アリテ

協議セント云意見テアルカ、

加藤友太郎云、今日ノ場合確タル条件ハ

出来ンノテアル、然レトモ従前ノ行懸リモアレハ、濱

部落へモ充分忍シテ協定シテ貰ラヒタイ

見込テアル、

芥川氏曰ク、確タル材料ナキニ於テ委員ヲ

撰出スルモ必要ナカラン、

加藤友太郎云フ、今日ノ場合兎モ角モ村民ノ分

トシテ捨置クベキ時ニアラス、尽スベキハ尽シ、其上
好結果ヲ得レハ幸、不幸ニシテ好結果ヲ得ル能

ハ（さ）ザレハ、其時ニ又雙方協議之上、最後ノ所分

ヲ講スルノ外ハナイモノト思（ト云終リタリ）フノテアル、

芥川氏曰ク、濱部落ノ意嚮ハ、他部落ノ

議員（傍注）「○」式名ヲ濱へ譲リ渡セト云フカ満チ涉リテ

居ル、殊ニ武田守齡氏迎モ骨髓ニ徹シテ居

ルノテアル（此人ヲ尊敬シテ居レトモ、實ニ頑然タル愚人也）、

故ニ他部落議員二名ヲ譲リ呉レテハ如何、

加藤友太郎云フ、之レハ濱ノ御冀望ナレトモ出来

難ノテアル、既ニ大字櫻井トシテハ半数ノ議員ヲ

有シテアル、

他部落則七大字ニシテ、其半数ナラン、故ニ如此

御咄シハ纏ルヘキコトテナイ、

芥川氏曰ク、何故ニ他部落議員ハ此際全体

ガ辞表センノテアル、惣辞（傍注）「シ」職スレハキレイナンテ

アルト云フ、（自分部落全部辞職シテ居ル、故ニ他部

落全部辞表シ、撰挙アラハ其際何カ奸

偽ヲ廻ラサントスルモノ、如シ、

加藤友太郎云、他部落カ辞スルモ辞セサルモ

何モ異ナリシ所ナシ、然レトモ他部落カ全部

辞職シタナラハ、

濱部落（ハ）ニ於テ是迄ノ事ハ万事氷解

スルノテアルカ、元来君等ト我々ハ後ダチガ違

フテ居ル、故ニ曩ニ委員（七月二日）ノ訪問（村長

辞職前）ノ際モ、他部落議員等迄カ辞職

スレハ夫レマデカ、事済ミト成ル事ナレハ兎モ

角モスルト云テ居ルノテアル、（傍注）「○」此事ニ對シテハ

芥川氏明答ハアラナシ（参謀長ノ心事知ルベシ）、

芥川氏曰ク、曾我部右吉君ハ村長ヲ辞シテ、猶

議員ヲ辞セザルカ、辞セザルモノトスレハ

今度ノ責任ヲ負フタルモノト云フ能ハス、

加藤友太郎云、議員ハ辞センノテアル、村長ノ職ト

議員トハ資格ガ異ナリテアル、殊ニ議員トシテ

ハ後楯ガ違フノテアル、

芥川氏曰ク、村長辭職ノ際何故ニ吏員カ惣
辭職シタンテアル、村長ガ責フ負トテ他人カ

同様ニ辭職セネハナランナシ、之全ク村長ガ
諭示シテ辭職セシメタルモノナラン、不穩当ト

云ハサルヲ得ス云々、

加藤友太郎云、余ノ考ル所ニヨレハ村長カ之レヲ
辭サシタルモノトハ認メス、何レモ村長ニシテ責

ヲ負フ以上ハ何レモ黙止スルニ忍ヒスシテ、此挙

ニ出テタルモノナラン者ト認ム、故ニ別ニ不穩当〔□〕ト

云フニアラザルモノト思フ、

芥川氏曰ク、青野書記カ此日不在、夕方帰リタリ、
然ルニ彼ノ辭職ニ對シテハ少シ云々、不明不答候、

31

加藤友太郎云フ、村上氏ニアリテハ当時何カ内

間ニ御事情アルト聞ケトモ（此事情後大居ニ発露シタリ）、

村内ノ不穩ニ付テハ家格トシテ無視スベキモノニ

アラス、過日モ 森重又三郎氏同伴出頭シテ

應分ノ尽力アリテ、円満ニ局ヲ結フ様御

注意ヲ願置キタノテアル云々、

芥川氏曰ク、君ハ（村上氏ヲ指ス）当無責任テアルノミ

ナラス、殊ニ濱部落議員一ノ協議モナク家事ニ

托シテ、突然数日前出シ抜ケニ村會議員ヲ辭

職シテアルノテアル、元来家事ニ托シテ村事ヲ辭

スルナレハ、何カ故ニ郡會議員ヲ辭センノテアル、其

心事計リ難キノミナラス、實ニ無責任極ル次第

ト思フ（元来芥川ト村上時次郎氏トハ万事意ノ合ハンノ

テアル、故ニ濱部落ニアリテモ、村上派ト芥川派ト分立ノ姿

ニ成リテ居ルノテアル）、（而シテ村上派ハ上流子ノ、芥川ハ下流子也）、

茲ニ濱部有力家一二ノ意旨ヲ察スルニ、

當時全村ノ為ニ尽力シテ、迅速局ヲ結ハ

シメントスルノ意見トハ認メ難ク、尚一層燃上

ラセテ何レカヨリ中裁ノ来ルヲ俟チテ、其

機ニ乘シ何カ壺ツノ土産ヲ得ンカ、然ラ

ザレハ、最後ノ所分ニ訴ルノ外ナキモノ、

如ク、故ニ彼レ等ノ知謀ヲ以テ、荏苒日子ヲ
遅引セシメ、或ル方面ニ向テハ、火ノ燃ントスルニ
薪材ヲ投スルモノ、如ク、其内ニハ又理外
ノ理ヲ得ン時機ヲ生出セシメテ豫期セ
シモノ、如ク認ム、

歸途石丸義毅氏ニ遊フ、同氏曰ク、忒
名ノ（傍注）「○」議員ヲ濱ニ得ントスルモノ、如シト云フ、
君ハ温厚ノ人ニシテ、速ニ和局ニ至ラザルヲ憂ヒ、
大居ニ苦勞セシノミナラス、種々尽力セシモノ、
如ク、然レトモ君ハ（事）下情ニ疎ケレハ、如何ニ正直ヲ

3
2

ヲ以テ貴バル、モ、君尅名ニシテ迎モ当時ノ事情料
理ハ出来ス、又他ニ尅人モ正々當々君ト力ヲ
合ス人ナシ、君ノ苦慮察スベシ（加藤友太ノ想意）、
石丸義毅氏曰ク、村長後任者ノ事ニ付テ、種々
ノ説アレトモ、余ヲシテ云ハシムレハ、有給吏員ヲ雇
聘スルノ外無ギ事ト思フ云々、君ハ幾干
ナラスシテ他事ニ托シ、野間郡小部へ身ヲ
避ケタリ、

七月十七日 村會開設 管掌曾我部龜吉氏赴任後

第二ノ村会ニシテ、役場吏員選挙ノ件ナリ、

曾我部次八郎氏、曾我部右吉氏、本宮貞治氏、吉田才二郎氏、

村上文太氏、廣川伸太郎氏、加藤友太郎氏、盛重又三郎氏、

世良森造氏、

役場吏員任選ノ件、流会トナル、

右ハ全ク本月十一日以来、濱部落惣代廣川

弥左衛門氏へ、協定ノ為メ濱部落ヨリ責任ヲ

有セシ代表者選出方ヲ依シアルヲ以テ、其選

出後ニスル方穩当ナルモノト認メ、此任選ノ事ヲ

流會シ置キタノテアル、

午後四時ノ頃、惣代廣川弥左衛門氏ノ使トシテ

月原絞兵衛氏来リ曰ク、過日来御依頼ノ委

員選出方ノ件ハ終纏リマセン、ヨロシク願マス、

御承知被下トノ事、茲ニ又望（傍注）「ノソ」ミ絶ヘタリ、

加藤友太郎ノ推測、廣川弥左衛門氏ヨリ漏
聞ク所ニヨル、元來廣川弥左衛門氏ハ芥川
氏ノ旗下ニシテ、万事芥川氏指導ノ下

ニ事ヲ取ルモノ、如ク、時芥川不在ナリシヲ以テ
本人ノ意見トシテハ、適當ノ事ト認メ十分尽力
セントテ運動中ノ所ノ折柄、芥川氏帰

33

来ニ付、同氏ノ意見ヲ叩キタルニ、同氏ノ意

見ニ今日ノ場合（傍注）「○」責任委員ヲ選出スル時ニアラス

ト云フモノ、如ク、之レ全ク有ヤ無ヤノ間ニ、時日ヲ

遅引セシメ、一層燃上カラセントスル、同氏ノ意ニ

背戻セシヲ以テ、茲ニ弥左衛門氏ノ意旨變ルセシメシ

者ナランカ、如斯謝絶セラレタシテアル、

兼々前会ノ節、村上時次郎氏へ盛重又三郎君ト

共ニ依頼シ置キタルヲ以テ、右謝絶セラレシニモ不拘、

此日盛重又三郎氏ヨリ以後の成行ヲ問イシニ、

同氏モ過日来、他出ノ所只今治ヨリ帰宅セシヲ以、

是迄右事件ニ對シ何等協議セシ所ナキヲ以テ、

是ヨリ直チニ芥川氏ニ至リ、何カ咄合見ントノ事、

盛重氏帰り役場ニ俟ツ、暫ラクアツテ来リ曰ク、

泉屋迄来リ呉レトノ事、茲ニ盛重、加藤行ク、

村上、芥川両氏居合セタリ、

両氏曰ク、我々ハ濱部落ヲ代表セシモノニアラス、全ク

各個人ノ資格ヲ以テ御協議スル次第テアル、然レトモ

両氏ト意見当合セシ上ハ、之ノ協定事項ニ

對シ、濱部落力應セント云フ事ナラハ、示後

今度ノ事件ニ付尽力セン積リテアルト云フ、實ニ

之迄ニナキ堅キ咄シテアツタ、

盛重氏ト共ニ、何ハ兎モ角個人ノ資格ヲ以テ對辭

シタノテアル、

芥川村上両氏ノ提案

議員廿名（十八名ヲ）トシテ、濱ニ式名ヲ増員スル事、

学務委員名ヲ濱ヨリ選出スル事、（割注）「（六月三日会ニテ二名トナシノ名ハ芥川適選辭シテアルノテ

アル）」

収入役ヲ濱ヨリ選出スル事、

書記耆名ヲ当濱方撰任スル事、
避病院移築ニ係ル調査委員ヲ撰定スルヲ、
盛重加藤ヨリ提案

村長ヲ濱ヨリ撰任、収入役同上、書記一同、
助役ヲ他部落ヨリ、書記三名同上、

34

議員ハ櫻井拾名、内二名字郷、八名濱、他部落十名、
右雙方の立案ニヨリ、暫時熟考スル事トシテ、

芥川村上両氏、泉屋、加藤、盛重ハ役場ニ帰リタリ、
時ニ他部落議員、尚役場ニ居ルヲ以テ内意ヲ

洩ラシ、更ニノ修正案ニハ他部落ノ方収入役ヲ
三十五年十一月マテ継続セシメ、示後濱部落ヨリ撰

任スル事、議員ヲ廿耆名トシテ、内二名ヲ郷、九名ヲ濱、
十名ヲ他部落トスル事、

濱ノ方修正案、役員ハ其儘トシテ置キ、議員
ヲ廿二名トシテ、拾名ヲ濱、二名ヲ郷、櫻井拾名ヲ其他トス、

右雙方、廿耆名ト廿二名トニ分レテ協議不纏シテ、熟考
する事ヲ約シ別レタリ、就而ハ明日他部落議員

及有志ヲ召集シテ、〈懲〉凝議センヲ伸ヘ置キ別レタル
ハ同日薄暮の頃テアツタ、

明治三十四年七月十八日、旦部落へ八部落有

志惣会

曾我部右吉 廣川伸太郎 曾我部治八郎

廣川幸四郎 吉田才二郎 本宮貞治

本宮秀〈治〉吉 永井孫兵衛 阿部藤治

近本九造 加藤友太郎 飯尾平太

阿部又治 盛重又三郎 盛重竹治

世良森造 世良平八郎 青野幸四郎

渡邊銀造 村上文太

右有志協議の末、左の通り決定シタリ

一議員ノ数拾八名ヲ増員セザルモノトス、元來町村制實施

ノ際、此十八名配置ノ事ニ付テハ、容易ナラザル紛擾ヲ生
シ、漸ク此配置方が成テ紛擾力治定シタノテアル、故ニ如

何ナル場合ト雖トモ、他部ト濱部落ノ配置ヲ變更スルヲ

ハ出来ト云フニアリ、

一 当時議員ヲ缺員ノ儘閣ヲクヘキ時ニアラス、依テ其ノ
補缺員ヲ豫定スル事、

式級 阿部藤治 村上時次郎

老級 村上太八郎 廣川平治郎 田村只八

(茂) 村上三郎 富田茂三郎 芥川庫太郎

一 村吏員選挙選任ハ、右議員補缺選挙ノ後チ

實行スルヲ可トスル事、

一 補缺選挙の後、平和恢復スルノ見込ナキ時ハ、有

志会ヲ開設シ、最後ノ所置ヲ協定スル事、

一 何等ノ場合ト雖トモ、右の外更ニ譲合ヲセザルモノトス、

一 左の者ヲ以テ有志惣代トナシ、輕易ノ事ヲ相談セ

シムルモノトス、

曾我部右吉 曾我部次八郎 吉田才二郎 本宮貞治

越智又兵衛 廣河伸太郎 村上文太 盛重又三郎

世良森造 加藤友太郎 阿部藤治

明治三十四年七月廿日

加藤友太郎、濱ノ様子ヲ聞、議員ヲ(傍注)「○」式拾名トシ

テ、濱へ(傍注)「○」拾人配置ト云フ事ニハ出来間敷哉

ト云フ事テアツタ、如斯譲合ハ速モテキ得

ヘキ事ニアラス、

殊ニ、尚他部落ニ於テハ、十八日有志會ニテ

決議ノ次第モアリ、茲ニ盛重又三郎、加藤友太

郎協議ノ末、十七日個人トシテ協議シタル事

ハ、悉ク十八日ノ夕方、書ヲ以テ取消申込ミ居

レトモ、尚為念此日加藤友太郎、盛重又三郎氏ト共

ニ両氏ヲ訪問シテ取消ヲ申込ミタル也、

同月三十日 議員補缺選挙

式級当選者 阿部藤治氏ト、村上時次郎氏也、

此日、加藤友太郎立會人ナルヲ以テ見聞スル、

去ル廿六日、濱部落惣会ニ於テ、此度ノ選挙ニハ何

人モ出頭セシメント云フ事ニ成テ居ル、故ニ誰レモ出願セ

ンノテアリト云フ、(其集会セシ人員ヲ聞ク、實ニ僅少

ニシテ、公民権ノナキモノ實ニ夥多アリシヨシ、之レ不法モ太
ハタシカラスヤ)

同日 富田、上朝倉、下朝倉三村長ヨリ泉屋マテ出頭

方ヲ命ス(加藤友太郎へ)、出頭ス、

三村長ヨリ紛擾ノ挨拶アリテ後、我々ハ中裁ヲ試

ミン為出頭シタンテアル、併シ芥川氏不在ニ付、御咄スル事

能ハスシテ居ルノテアル、然レトモ今夕帰ラル、筈、

三村長又曰ク、村上時次郎氏(抹消)「□」ハ、今朝曾我部右吉氏へハ過

刻對面シタトノ事、其上

自分へモ(友太郎)是迄ノ成行ヲ問ハル故、七月二日濱部

落委員ナルモノ、余ヲ泉やニ訪問セシ事ヲ始め、翌三日法花

寺ニテ協議會ノ顛末、及濱部落委員ナルモノ同寺へ

出頭ノ事、及其無責任ノ事、十一日惣代廣川弥左衛門

氏へ協議シテ、代表者選出方ノ事、廣川氏同感ニテ

充分見込アル事ヲ洩ラシタル事、併シ芥川不在故ニ

歸リ次第協議決定スルトノ事、十七日ニ至ルモ集會

ノ様子ハ聞知センニ、代表者撰出方ハ、断然謝絶セラレタ

ルヲ、此日盛重又三郎氏及自分ト芥川氏村上氏トノ泉屋

談、並ヒ十八日且部落ニテ他部落集會ノ決定

等詳細咄シタンテアル、

三村長重テ曰、實ハ数日前ヨリ来テ居レモ、村上君へハ多渡、

今朝對面シタケレトキ用事アリトテ今治へ行

キ、

芥川君ハ数日前ヨリ今治ニ行居ラレテ、惣代殿ハ

心配シテ再度呼ヒニ遣リテ與レタレトモ帰ラス、漸ク今(夕)夕

歸ルトノ事、

曾我部氏へハ鳥渡面(廻)會、實ハ中裁ト云フ事

ハ六ヶ敷事トハ思へトモ、芥川氏帰宅ノ上ハ、濱ノ

方ノ咄シモ出来タレハ、明日ハ他部落諸氏へ御

37

集會ヲ願度見込テ有ルト言ハレタリ、此時余ハ明

日幸議員選會ニ付役場へ参ル筈、其節又伺ト

陳へテ別れたり、(濱部落集會協議要領ハ察スベシ)

七月三十一日

第壹級議員補缺撰擧會当選者

芥川庫太郎 富田茂三郎 廣川平治郎 村上三郎
村上太八郎 田村只八

此日、三村長ヨリ更ニ泉屋迄来リ呉レトノ事、午後四時
泉屋迄行、曾我部右吉氏、加藤友太郎氏、盛重又三郎氏
ノ三名、茲ニ三村長方改メテ議員ニ對シ中裁ヲ試ミン
旨ヲ陳フ、就テハ村上時次郎氏ニハ昨日、芥川、堀端、
廣川弥左衛門ノ三氏ニハ只今面會、是迄ノ成行ヲ問、
且ツ平和恢復セシメ度旨申込承諾セラレマシタ、
併只今ノ所ニテハ何等條件ヲ提出セス、今夜集
會ノ上、何分ノ申上スルトノ事テ別テアルト言フ、
何カ條件ヲ提出セラル、カ、又ハ我々等ニ條件
ヲ定メヨト云ハル、カ、今ハ何トモ分チ難シ、然レトモ
何分ノ事ハアル者ト思フ故ニ、

他部落議員諸氏へ、明日御集會ヲ願ヒ、何カ
讓合ヲ願ヒテ局ヲ結フ様ニ仕度ト思テ居ルノテアル、
時ニ我々三名ヨリハ今三君ニ對シ、

中裁ヲ御頼ミ申スト云事ハ出来ンノテアル、諸君
ノ御咄シニヨリテ、其條件ヲ承ハリシ上ナラテハ何トモ
申サレン、然レ共明日ハ午後高等小学校へ集會シテ

三君ノ御咄ヲ拝聴シテ、其上何分ノ御答ヲ致ス積
リテアリマスニ而別レタリ、夫ヨリ役場へ歸リ是成行ヲ
曾我部次八郎、本宮貞治、越智又兵衛氏へ伝へテ歸リタリ、

八月一日 前約ニヨリ高等小学校へ他部落議員
集合ス、

三村長来ル（前言略ス）、濱部落ハ兔モ角モ中裁
ヲ御任シ申故ニ遣テ見テ下サレトノ事、併シ

38

條件ハ更ニ提出センノテアル、然レトモ心中ニハ其條件ヲ
持テ居ル様子テアル云々、

中裁條件今我々カ聊カ要件ヲ案出シテ居ル、故ニ

諸君ノ御志ニ叶フヤ否ヤハ知ラザレトモ、特別ノ御忍ヒヲ

願度心ヲ以テ提出致ス次第テアル、其邊何分宜敷ク

御考ヲ願マスト云フニアリ、其條件

議員（傍注）「○」拾八名ノ定員ナルヲ廿名トシテ、其増ス所ノ（傍注）「○」弍名
ヲ濱テ増スト、収入役ヲ濱ヲ選出スルト、書記名ヲ同推選

スルノ件テアル、

○(中裁者ハ濱ノ意見ヲ聞カント云ト雖トモ、盛重、加藤ノ兩人ガ個人トシテ協議セシトキ、濱部落ヨリノ提案ニシテ

其時破棄セラレタルモノヲ、其俟提出ニ成テ居ルノミナラス

濱部落ヘハ数日前ヨリ来テ居ツタトノ事、旁以テ我々

ノ側ヨリ見ルト、濱部落ト協議ノ者ト認メザルヘカラス、奇ナリ)

右條件ニヨリ、他部落一應別室ニテ協議ノ末

左の通答ヘタリ、

我カ紛擾事件ニ付、中裁ヲ被下御厚意ハ

實ニ憾激の至ニ不堪次第ニ御坐候得共、茲ニ

御氣毒ナルハ、過日既ニ個人トシテ漏シ居次第モアリ、

他部落一般ノ意嚮迎モ、右條件ノ入ルベキ

見込更ニ無之、依テ

此度ノ御條件御提出ハ(傍注)「○」無キ先トシテ、他部落

ハ始メヨリ中裁ノ意ニ應セザリシ者トシテ御

取消被下度シト申陳ヘタリ、

中裁(傍注)「○」断絶ス、茲ニ於テ三村長モ是非モナキ次第

ナリ、何レ時期ノ来ルアラハ又御咄シヲセンコトシテ、此咄ハ

之レニ切レマシタ、

三村長去ルヤ、他部落協議會ノ決議緊要、

一管掌曾我部亀吉氏ニ、至急村会開設ヲ

促ス事、

一村会開設ノ上ハ、役場吏員撰挙推撰ノ事ヲ行フ、

39

一管掌曾我部亀吉氏ヨリ村会開設ノ日子ノ

通知ヲ請ケタル時ハ、其前日有志ノ集会ヲ開キ、

去月十八日有志會決議ノ第四項ヲ協定遂行スル

事、

一補缺選挙当選の議員辞職スル者アルトキハ、尚

濱部落ヨリ相当ノ人物ヲ候補者ニ豫撰スル

事、

前四項ハ、緊要事件ニシテ秘密決議トシテ、實行

ノ後チニアラザレハ他言セザルコト、又村會開説ヲ促

サン為メ、

(翌日役場ヘ(加藤友太郎)行キシニ、三村長ハ猶泉

屋ニアリテ、殊ニ郡役所ヨリ青野書記モ来リ
居リ、曾我部亀吉氏モ行キテ何カ密議中（ト）
ト聞キ、同日ハ要領ヲ得ス帰リタリ）

八月七日、他部落協議会ヲ開キ決定スルヲ、左ニ

（頭注）「最後件」

一（傍注）「○」本村濱部落ヲ分割セシムル請願書ヲ

呈出スル事、

一補缺選挙會の節、候補者ヲ豫選スル

ヲ左の如シ、

越智新一郎 月原岩吉 月原貞義 堀端新太郎

村上豊次郎 横田繁治郎 田村只八

分村請願書左の通、

分村の儀ニ付願

本村大字櫻井字濱ヲ分割シテ櫻井町トナシ、本村ヲ

二ヶ町村ト致サレ度、左記理由ヲ陳求シ此段奉願候也、

理由

一本村大字櫻井字濱ハ、商及漁業ヲ以テ生業ノ基礎トナ

セ共、他ハ悉ク農業ヲ以テ生計ヲ営タリ、随テ彼我人

情風俗ヲ異ニシ、村治上動モスレバ意志ノ衝突ヲ

生シ、常円滑ヲ損スルノ憂アリ、

一本村ヲ分割シテ二ヶ町村トナスモ、尚郡内中位ノ

40

資格ヲ有シ、經濟上負擔ニ堪ヘザルノ恐レナシ

一分村ヲナセバ、双方經濟ニ於テ多少ノ膨張ハ免レザ

ルモ、教育普及其他ノ村治ニ於テ大ニ利便アリ、

一地勢ニ於テモ、自然分割ノ適合セル境界ノ存スル

アルヲ以テ、境界ニ於テ更ニ錯雜セ（抹消）「サル」ルヲナシ、

明治三十四年八月十九日 越智郡櫻井村大字国分四拾二番戸

加藤友太郎

外百三十四名連署

愛媛縣知事

本部泰殿

（欄外）「本書ハ早く運ヒ申記入ノ日迄進達カ遅クレタンテアル」

明治三十四年八月八日 村会開設 議長管掌書記曾我部龜吉氏報告、

補缺選挙会ニ付、阿部藤治補欠当選就

任、

左の件、認定方曩ニ報告ノ所、欠席議員多キ為メ決定ニ至ラス、依テ本日決定アリタシト云フ、
村長、助役辞表ノ理由ヲ正当ナルヤ否ヤ認定ノ、
正当ト認定ス、

又報告アリテ、村上時次郎氏村會議員当選ヲ

辞ス、又村上太八郎 廣川平次郎 芥川庫太郎

富田茂三郎 田村只八 村上三郎 右六氏同上

右何レモ認定ス、

村長以下吏員選挙及選任の件ニ付テハ、曩

ニ報告シアルヲ以テ、本日直チニ執行スヘキヤ、将他

日ニ譲ルベキヤ、

満場議員本日執行ヲ可トス、休憩、

此間管掌村長曾我部龜吉氏曰ク、収入役

以下推選スル筈ナレトモ、日浅クシテ事情(ハ)ニ疎

ク、適當ノ人ヲ見出ス能ハス、(傍注)「○」諸氏ノ教示ヲ

41

請フ、満場議員左の人名ヲ適當ノ者ト云フ、

収入役近藤常治郎 書記山田房一 世良国三郎

青野大五郎 垂水雉史

茲ニ開会ス、

○村長十點 曾我部右吉氏 同壹點 加藤友太郎

助役十點 廣川伸太郎 同壹點 盛重又三郎

収入役ノ選任満場 近藤常次郎

書記月俸八円ニ推選 山田房一 同七円 青ノ大五郎

同上 世良国三郎 同上付属員日給廿三銭 垂水雉史

右終テ閉会ス、

八月九日 廣川伸太郎氏、世良国三郎ノ兩名

ヲシテ、三村長及郡役所へ過日ノ礼ニ出頭セシム

ルヲトナシタリ、

八月十九日 他部落集会 高等学校へ十一名

一分村請願書ヲ進達ス、

一 補欠選挙會開設ヲ請求スル事、
一分村請願進達ノ後、郡衛及縣廳へ陳情
委員ヲ出ス事、但シ模様ニヨル事トス、
一 右請願書進達方ニ付テハ、曾我部龜吉氏ニ
迫ルモ、十分ノ調査ヲ要スルトテ進達方ヲ遅引スル
ノテアル、

八月廿一日 左の書面到達ス、

本月十九日付(傍注)「○」分村願提出相成候所、本件ノ如キ
ハ重大ノ事件ニ属シ、指掛リ進達ヲ要スベキモノトモ難認
候(承)へ、就而ハ目下村長以下吏員認可申請中ニテ、不日認可
就職可相成ニ付、其上篤ト取調の上、遂テ整理スヘキ筋
ト認候条、一應及御通知候也、八月廿日、村長曾我部龜吉
越智又兵衛殿外百三十四名、
右ニ付、進達方請求ノ為メ、左の人名役場へ役場へ出頭ス、

42

世良森造 吉田才次郎 村上文太

四月廿三日 郡長へ陳情ノ為メ、左の人員出頭ノ事、

世良森造 盛重又三郎 (抹消)「(傍注)「○」吉田才次郎」
(抹消)「(傍注)「○」村上文太」 加藤友太郎

郡長へ陳情ノ概略左ニ、

村長以下撰挙認可申請ハ、既ニ多数ノ日子ヲ
經過スルモ、未タ何等ノ御指示ナク、如何御運ヒ被下候
哉承度、 元来村長以下選挙ニ付テハ、曾

我部管掌村長ヨリ選挙会ヲ召集スル事三回

ニ及フ(七月十一日、七月十七日、八月八日)、其間濱部落ト円

満ノ所置ニ出テンコトヲ、種々ニ協定セント勤ムルモ

其功ナク、不得止八月八日第三回目ノ村会ニ於テ、

濱二人ナシト云フコトナリ、他部落又人ナシト云フ

コトナリテ、前者を再選セシハ止ヲ得ルニ出テタリト云

事ヲ詳細陳上シ、迅ク認可相成候様運ハレンコトヲ請
フタル次第也、

序ニ申上

分村請願書ハ既ニ村役場迄進達致シ居リ

タレ共、村長曾我部龜吉氏ハ重大ノ事件ニ付、迅速進

達致難キ云々トノ事ニ付、昨日尚速ニ進達方ヲ

請求シ置キマシタ、故ニ近日必ラス進達ノ運ヒ
ニ致ルベクト思考仕候間、到達の上ハ尚事
實詳細御調査の上、可然御取計願マスト申
込ミ置キタ、

明治三十四年八月廿七日 本日廿四日付ヲ以テ、郡長ヨリ示談方左の通
達シアリタリ、

村内紛擾事件ニ付、部落代表者へ示談ヲ要スル承有之
趣キヲ以テ達ノ次第モ有之候条、来ル廿七日午前九時郡
役所へ出頭相成度此段及御通知候也、八月廿四日、

村長事務管掌 曾我部亀吉

加藤友太郎 世良森生 吉田宛

右ハ濱部落へモ四名ニ宛テ、同様参リシト（ト）ノ事、

此日濱部落ヨリ式名ニシテ、村上時次郎、廣河弥左衛門ノ二氏也
（参謀長ハ旗下ノ弥左衛門ヲ出頭セシメテ瀨踏ミヲサセタリ）

43

午前十二時他部落四名郡長ニ（傍注）「○」面謁

郡長曰ク、町村ノ分合ハ国家ノ基礎ニシテ、逆モ分村ト云事ハ
出来ノテアル、依テ之レヲ出来シモノト而、此際何かヨキ御考
モアルベク、其御考ヲ承度云々トノ事テアリマシタ、
答へ代表友太郎、

是迄ニ充分熟考シテ表面ト成リ裏面トナリ、一個ノ
資格ヲ以テスル等、種々尽シテ好結果ヲ得ル事ヲ計リシ
モ、更ニ 協定ノ道スラ立シノテアリマス、故ニ最早再考
ノ余地ハナクナツタ次第デアリマス、郡長閣下ニアリテ
何カ御見込モアリテ、此条件ニヨリテ熟考シテ見ルベシ
トノ御命モアル事ナラハ、成否ハ将（傍注）「サテ」置キ再考ノ上
尚協議スル事モアランカト思ヒマス、郡長モ此日ハ始
ノ事トテ之レマテニテ何等之レタル事ヲ云ハス、
終リニ一言シ置キシハ、

郡

長閣下ニアリテハ、（傍注）「○」分村ガテキンモノテアルト云ハルレトモ、我
々ノ見ル所ヲ以テスレハ、民情風俗ガ異ナリテ居リ、双方
其他ニ比較シ民力アリテ獨立スルノカラアルモノト調
査ノ末、充分確定セシ上ハ、
法律上内務大臣ガ許サント云フハ、決シテ無キモノト

確信シテ居ルノテアリマスト申シテ置キ、郡長ノ所ヲ
辞シテ歸リマシタ、
(濱部落へハ如何ナル問アリテ、如何ナル答へセシカ
知ル能ハス)

九月七日 加藤友太郎

郡役所へ行ク、郡長不在、郡書記

青野丈二郎氏ニ逢フ、

村長以下認可ノ件ニ付聞合スモ、言ヲ左右ニシテ

更ニ(傍注)「○」要領ヲ得ナンタ、「聞ク此日濱部落ヨリ田村只八、

芥川庫太郎、堀端直太郎(傍注)「○」三氏縣廳へ出頭セシ

ヨシモ、其詳細ハ知ル能ハザレ共、聞所ニヨルト、

村長認可ヲ拒ミシ事ハ、事實ニ於テ掩フベ

カラザル次第テアル、(事)殊ニ彼レノ口術トスル所ヲ察ス

ルニ、村長認可ニ成リタレハ、濱ハ燃上ノテアルト云フ

44

モノナラン、之レワ燃上ルノカ、燃上ラシムルカ知ル能ハサ

レトモ、縣廳或ハ郡長へ出ツルトキニハ、濱部落の代表ト

シテ芥川庫太郎、村上時次郎、田村、廣川、堀端氏

等出頭スルモノ、如ク、果シテ然ルニモ不抱、村長或

ハ議員等ニ對シテハ、別ニ談断委員ナル者、殊ニ

公民ニアラサル者迄ヲ駆テ選定シテ居ルノテアル、

茲ニ依テ見ルト、燃上ラシメントノ外見モ強チ無

キ豫想ニモアラスヤ、

濱部落ナル選定談判委員人名

野村勝太郎 本宮国太郎 野村(割注)「房治/角治」

渡邊新九郎 富田太造

月原岩吉

六七名

九月九日 郡役所へ加藤友太郎、盛重又三郎行き、

村長以下認可ノ件ニ付、事實陳上下シテ出頭、

青野書記曰ク、

只今縣廳ヨリ(傍注)「○」認可ニ成リテ来タ、今書面

整理中ニ付、午後ニハ櫻井村役場へ廻リマス

トノ事、而シテ同時村長事務管掌曾我部
亀吉氏ノ解任辞令書モ到達シタルヨシ、

九月十一日 尋常小学校別築工事落成、

其工事出来方調査受取り決算シタリ、

其惣費額大工ニ渡ス、四百七拾四円六拾九銭九厘

トナル、

此日高等学校へ議員集會シタリ、

村長以下認可、曾我部右吉氏ヨリ報告、

分村出願ハ議員補欠選挙ヲ行テ後とスル、

45

事ニ申定メタリ、

九月十二日 村長以下就職、

豫メ七日の所記シアル如ク村長等へ、談判

委員ナル者七名ヲ濱部落ニ於テ(傍注)「〇」選挙シテ、

此委員等の詰所ヲ設ケ、之レヲ村長不認

信濱部落委員事務所ト稱シ、看板

ヲ揚ケタリ、村長ノ所ハ勿論、其他議

員ノ所へも談判ニ行カシムルト云フ、

之レ濱部落黒幕連ニ参謀アリテ、其戦

略ニ外ナランノテアル、

此日(傍注)「〇」村長へ談判ノ有増ヲ聞ク(語前後アルベシ)、

一 村長ハ先ニ辞职セシハ、如何ナル理由テアルカ問、

一 村長再選ニ成テ就職セシハ、濱部落へ對シ

不徳義テアル、併シ濱へ何カ相当ノ條件

テモアルノカ、其理由ヲ問、

一 三十四年度ノ經費ノ膨張セシハ、何故テアルカ

其理由ヲ問、

一 尋常小学校分教場ハ出来ン事ヲ知りツ、

濱ヲ瞞着シタノテアローカ、説明セヨ、

一 濱部落ハ君ノ村長ニハ不信認テアル、故ニ速

ニ辞职セラレヨ、

一 今辞职ヲシタナレハ、直ニ名誉ノ回復ハシテ

アゲルノテアル、

一 村長ヲ辞セントナラハ、我々委員モ考ガアル、夫

レ迄ニセストモ辞职セラル、カヨカロ、

一 辭職センナラ 辭職セント云ハレヨト 迫リシモノ、如シ、
此日ハ（傍注）「○」村長事務管掌郡書記曾我部龜吉氏
方事務ノ引續キヲ始メタルヲ拒ムノデアアル、

46

九月十三日 彼ノ委員ナル者、又役場ニ至リ

村長ヘ談判スルトノ言、稍前日ニ似タリ、

九月十四日 村長事務管掌郡書記曾我部龜吉

氏ヨリ事務引繼、此日ヲ以テ結了シタリ（傍注）「○」、

濱部落談判委員ナル者又來ル、此日ノ模様

ヲ聞ク、前々ト異（□）リテ粗暴極マリシ次第デアリシ

由シ、元來彼等談判ニ出ツル時ハ、事務處ニテ飲酒

シテ出ツルヲ常トス、故ニ言語粗暴眼色ニ頭ハレ、見ル

人ヲシテ戦慄ナラシムルノミナラス、此日ハ事務所ニテ

飲酒セシ、肴物ナル蟹ヲ攫ミ食ツ、入り來ル等、實

ニ語言道断ノ次第デアリシヨシ、此時ニ当リ役

場吏員等何カ言タラ其機ニ乘シ、何事ヲカナサシ

トスル策略ニ外ナランノデアアル、

（濱部落委員トシテハ、粗暴極ル）

論ヲ俟タン次第デアアル、濱部落村上時次郎、

芥川庫太郎氏始メ、斯ル人物ヲ代表

者トシテ斯ル暴戾ナル事ヲナサシメテ安

然タルモノ、如シ、他部何ト評セン、

他部落如何ニ頑然タルモノ計リ成ト雖

モ、之レニ對峙シテ、村治上談論スルハ實ニ恥

入ル次第デアアル、故ニ斯ル人物代表者タル間

ハ、逆モ協定ノ望ミハナイノデアアル）

此日村長ヘノ談判、前日ヨリ一層激烈ツニシテ、

其言ニ 君ハ村長ヲ斯克マテ辞セヨト云フモ辞

センノデアアルカ、弥辞センナラ辞セント云ヘ、最後ノ

所置ヲスルノデアアル、其時ハ命ガ短カクナルカモ知

レン、 君ガ死ンダラ他部落ハ神トシテ祭

ルデアロガ、濱部ノ為メニハ、悪魔デアアル、

辞スルカ辞センカノ返答ヲセヨト迫マリシモノ、

如ク聞ク（其時村長進退ノ事ニ付テノ確答ハ、我方

位置ノ高キ人ヲシテ我意ヲ發表セシム云々トノ

事ヲ漏レ聞ケリ、其信否ハ知ル能ハス)

(斯ノ如ク暴戾ナル者ニ對シテハ、村長トシテハ相当ノ所分アル事勿論ナレトモ、又大イニ碩ル所アルヲ以テ、万事差控ヘ居リタルヨシ、

(今日ノ挙動アル事ハ、当時巡查カ知得セシモノナラン、然ルニ巡查カ来リ居ラザルハ遺憾ナリ、居ルナレハ、又斯ル暴(事)言ヲナスマシクト思フ、何ゾ故アルト見ユ、彼ノ委員等暴言罵詈了リシ頃、漸ク巡查来リタリト實ニ奇怪千万ノ事テアル、聞ク所ニヨルト彼ノ巡查ハ常ニ委員ノ集会所ヘ行キテ、飲酒等ヲ共ニシ、殊ニ此日モ同飲セシヨシ、故ニ他ヨリ注意ヲ促セシモ、遅引シタンテアルト云フ者アリ、果シテ然ルヤ否ヤ、元來此巡查ハ身元薄弱ニシテ、殊ニ濱部落ニ居住シテ居リ、為ニ職務ヲ全ク執行スルト人民ノ為メニ威赫セラレ、戰慄ノ故ヲ以テ無余義之ノ挙ニ出ツルノテアルト云フ人モアリ、之レ又如何テアルカ、当スト雖トモ遠カラザル所アラスヤ、

九月十五日 村長宅ニ迫ル、

午前六時ノ頃、家婢起出テ戸ヲ明クヤ否ヤ、突然委員等村長宅ヘ来リタノテ家族等愕キ、此事ヲ郷櫻井惣代ニ報ス、惣代之レヲ巡查ニ報ス、巡查来リテ惣代ヘ云フ、郷櫻井ノ人ヲ傍聴セシムル事ナキ様注意セラレタシトノ事テアツタ、惣代注意シテ壺名モ遣ラナンタトノ事、

此日談判ノ要(□)旨ハ、十二日以来大同小異ニシテ村長ヲ辞職セヨト云ノ外ハ無ノテアル、然レトモ此暴言ヲ家族ニ聞カセ、家族等ヲ威赫セシメナハ、家族等ヨリ辞職ヲス、ムルノ謀略テアリシモノ、如シ、故ニ言、君ハ親モアリ、妻モアリ、子モアルニ、ナセ穴ニ入ル様ノヲスルノテアル、早々我々ノ言通り村長ヲヤメンノテアルカ、止メタラスク名譽ハ回復ガテキルノテアル、夫テモ止メントナラハ、最後ノ所置ヲスルノテアル、

此日十二時ノ頃、濱ヨリ委員ニ弁当ヲ持参セシ時、濱ヨリ
傍聴者カ二三十名計リ来タンテアル、其時郷櫻井ノ
惣代ヨリ、其傍聴者ヲ歸ラセト云フタンテアル、其時巡
査八塚云フ、我カ云フモ聞カンノテアル、併シ尚言テ見
トノ事テアリシモ、午後三時彼ノ委員等村長ノ宅ヨリ
歸リシ頃、相前後シテ歸リタリト聞ク、之レ巡查八塚
ノ職權ヲ施行シ得ザリシ者カ、
郷櫻井ノ人民巡查ノ所置ニ就キ、喧々言ハヤシ
居レリト聞ク、

九月十六日 議員補欠選挙会ニシテ、式級ノ撰挙ヲ行

シニ、其当選者 越智新一郎

九月十七日 同上 老級選挙ヲ行シニ、其当選者ハ

月原岩吉 月原貞義 田村定蔵 横田繁次郎

堀端新太郎 村上豊次郎

ノ

此日午後ニハ村長ト濱ノ委員ト會談ノ事ヲ約

シ居ルト聞ク、風説ニヨルト此日ハ村長ガ一カバチカノ

返答カアル事ヘカ分シカ分ルノテアルト云イ、又或説ニテ

今日村長ヨリノ決答ノ模様ニヨレハ、ヤリツケ

テ仕舞ト云フ者ガアツタ、之レ信ヲ置ク説ニアラ

サルノミナラス、決シテ斯クノ如キ事ハ出来得ベ

キ事ニアラス、之レモヤハリ黒幕連ノ謀略ニシ

テ、流言ヲ作意シテ以テ聲援ヲ張り威赫

セシモノト信ンスレトモ、人物ガ人物ニシテ、殊ニ何

人ニ談判スル事アルモ、必ラス(傍注)「○」暴飲シテ行

ノテアレハ、如何ナル珍事ノ出来ンカモ知レス、故ニ

二万一ヲ苦慮シテ居ルノテアル、依テ之ノ會見ハ一

先中止スル方可然事ナラント申シタレトモ、

村長御咄ハ忝ナケレトモ、一度約セシ上、彼レ粗

暴ナル事ヲ以テスルモ、我ハ謹シミテ少シモ

49

彼ニ激抗セシメン様注意スル積リテアレハ、是

非本人ハ會見致ストノ事、尤之ノ會見ニ付テ

ハ是迄トハ違ヒ、余程警戒セシモノ、如ク

見ヘタリ、

會見所ヲ役場ノ一室ト定メ、助役以下

吏員ハ勿論小使等ニ至ルマテ、悉ク役場内ヲ立去ラシタ、必要ノ書類ト思シキモノ數點

ト公印等ヲハ封入シテ、時間ヲ限り助役ノ手元へ預ケ置キタルト聞ク、後チ其會見ノ事

ヲ傳へ聞ク、種々ニ涉(トモ)レトモ其主ナルハ、

村長辭職スルヤ否ヤノ決答テアリシト云フモノ、

村長ノ答へノ有増ヲ傳へ聞ク、

一現今櫻井村字濱ニ於ケル紛擾ニシテ、村長曾

我部右吉ガ其紛擾ノ骨子トナツテ居ル、之レ曾

我部右吉ガ村長ヲ辭シタナラ、此紛擾ガ全ク

氷解シテ、全櫻井村ガ平和ニ復スルト云フ事ナラハ、

此曾我部右吉ハ何時ニテモ辭職スルヲハ決

而厭フ者テナイ、故ニ此理由ガ判明セザル上ハ、

如何ニ濱部落ガ不信認テアル、辭職セイ

ト云ハル、モ、右吉ハ村長ヲ辭スルヲハ決シテ出

来シノテアル、斯ク御答ヲスル以上ハ、諸君ニ

於テハ大ニ激抗セラル、事トハ充分覺悟シ

テ居ル、故ニ村長タル曾我部右吉ヲ理由ノ

如何ニ不拘、除ケナケレハ止マントノ事ナレハ、此上ハ

村長曾我部右吉ハ村長ヲ帶タル俛、身體

ヲモ諸君ノ存分ニ任スノテアルト答ヘシヨシ(之

レカ則チ最後ノ所分ヲ出来ルモノナレハ、委

員ノ者へセイト迫リタノテアル)、

委員等モ此日ハ何ニ思ケン、實ニ穩ヤカ(抹消)「□」ナリシヨシ、

尤モ此日ハ豫テ流言モアリシヲ以テ、加藤友太郎、曾

我部次八郎モ役場外ニ出頭シ、他ニモ巡查二名モ

50

出頭シテ他ヨリ充分警戒セリ、夫レニヨルカ否ヤハ

知ルニヨシナシト雖モ、彼ノ(傍注)「○」委員等モツマル所

君ニシテ斯ク迄決心セシ上ハ、我々委員モ充分

熟考シテ後御咄シ申サントテ歸リタルモノ也ト云

フ、

同夜 且村會所へ集会ス、曾我部右吉氏ヲ除ク外

議員皆會ス、加藤友太郎及廣河伸太郎氏ハ

十二日以来ノ顛末ヲ報告ス、
茲ニ前後策ヲ講スル事、

郡長（不在）歸廳次第事情具申、相当ノ所分ヲ仰ク事

（陳情委員 加藤友太郎 盛重又三郎 世良森造也）

彼委員粗暴ナル挙動アルトキハ、警察ニ請テ保護ヲ

ヲ仰ク事、役場ノ事務ヲ防クルヲアルトキモ勿論ノ

トス、 此日ハ先散會シタリ、

明治三十四年九月十八日 加藤友太郎、郷櫻井ニ於テ取

調ノ要旨

○十五日ノ顛末ハ同所ニ記シアル通りテアリタ、

曾我部次八郎君ヨリ聞、

同氏濱部落ノ黒幕参謀ト云フ

芥川庫太郎ヨリ聞トテ曰ク、

（頭注）「委員権限黒幕ノ説明」

濱部落ノ委員ナル者ハ、村長ヘ談判ノ

事ハ委任シテ居レトモ、他部落議員迄ヘ

談判ニ行事ハ委任シテ居ルモノテナイ、

如斯事アリテハ、委任外ニ渉ルヲ以テ昨

夕委員ヘ注意ヲ仕置タト云シヨリ、

之全ク本日（傍注）「○」加藤友太郎方ヘ委員カ談判

ニ行クト云フ風俗アリシニヨルモノカ、

51

九月十九日 加藤友太郎熟考スルニ、濱部落全体

ノ意趣トシテ彼等ニ斯如キ粗暴ナル事ヲ、委任

セシモノニアラスト思フ、殊ニ議員等ニ向テ談判杯ト

云フハ、決シテ委任シテアラザルトノ事、黒幕参謀ノ

明言スル所ニシテモ明カ也、然ルニモ不拘、彼委員

等ハ公然議員ニ向テ尋問カアル、委員事務所

ヘコイ、来ラスバ行コカ杯ト云フハ實ニ不穩ノ

挙動ナリト思フ、斯ク増長セシムル上ハ、如何ナル

暴事ヲ逞スルヤモ計リ知ルベカラザルモノト思想ス、

加ルニ何レニ行ニモ必ラス飲酒シテ行キ、或ハ茶ト

稱シテ瓶ニ酒ヲ入レ持参シテ、飲シテ談判スル

事ナレハ、万一ニモ珍事ヲ醸生センヤ計難シ、巡查モ

赴任日尚浅ク事情ニ疎ク、十五日郷櫻井ノ如、十四日ノ役場ノ如ク、充分注意ノ行届カヌカ、又届カシ得セシメン様中途ニテ遮キラレシモノカ、

兎モ角モ此際十分警察ノ保護ヲ加フ貰ライテ村長ノ身上ニ危害ノナカラシメン様、防壓スル必要アラシモノト思ヒ、俄然今治警察ニ行、黒川巡査ニ就キ事情ヲ通シ、警察ノ一層保護方

ヲ申込ミシニ、黒川氏事情ハヨク承知シテヲレトモ、自分ヨリ通スルトキハ署長ニシテ如何ナル感シモアラント思フ、依テ署長へ直チニ御申込ミノ方可然、尚自

分ヨリモ充分申述フヘキトノ事、時ニ署長不在、少シシテ帰り来リ、署長ニ前々ヨリノ事情ヲ

通シテ保護方ヲ申込ミタレハ、署長充分注意スル旨ヲ諾シタリ、尚署長ヨリモ注意アリ、此際郡

役所へモ事情充分咄シ置方可然トノ事、時ニ郡

役所へモ出頭スル積リテアリマス、郡長不在故帰ルノヲ俟テヲルト云テ、警察ヲ辞シタリ、

此帰途郡役所ニ行、郡書記青野丈次郎氏

ニ面會、亀吉君帰廳後ノ咄シヲシテヲキ、

52

郡長帰廳ノ事ヲ問ヘハ、廿日ノ深更トノ事、

夫ヨリ小使席へ出ツレハ、世良森造氏ノ来ルニ会ス、

茲ニ此日迄ノ咄シヲ伸ベ、兩人ニテ曾我部郡書

記へ一應ノ謝辞ヲ陳ヘ置カンヲ約シ、樓上へニテ

ノ別室ニテ曾我部亀吉君ニ前日ノ謝辞ヲ

陳ヘ置キ、尚同氏帰廳後ノ事ヲ陳ヘ置キタリ、

九月廿一日 分村請願事情陳上ノ為メ出頭ス、

盛重又三郎氏、世良森造氏、加藤友太郎ノ三名

郡長ニ面謁（友太郎代表シテ問）、

○我々伺ヒシハ、分村請願ニ對スル僅カ事情ヲ申上ノ為出頭仕タル次第テアリマス、

○元来分村ヲ請願スルモノハ、民情風俗ノ異ニシテ、俱

ニ一村トシテ行事ガ出来ンノテアル、抑廿三年町村

制實施ノ際、全ク一村ニ組織シタンカ誤テアツタノテアル、

故ニ示来出来事毎度テアル、其出来事ハ他部

落ト濱トテアル、之レカ全ク

民情風俗ガ異ナツテ居ル例證テアル、此事ハ詳シク申
上マセンテモ、閣下ノ能ク御承知テアル、殊ニ我々ノ申

迄モナク、濱部落自カラ稱シテヲル、先ニ尋常小
学校分割論ヲ起シ、議員ハ勿論有力家四十

余名連署シテ、村長マテ提出セシ願意ノ骨子ト成

テヲルノテアル（四月廿三日村会ヘ村上時次郎外六名提案ノ骨子也）、
議會ノ時尋常小学校分割案提起シテ濱ト他トハ

商農ノ区別アリ、民情風俗カ異ナリテ居、故ニ分割セネ
ハ成ラント自証シテヲル、

又高等小学校ハ、本村会一致ヲ以テ議決シテ今ノ
所ニ設置スル事トナルヤ、議員其他有力ノ数氏

ヲ除ク外有志申合シ、委員ナルモノヲ撰挙シテ
之レヲ濱部落ニ置カンコトヲ唱へ、村長ニ迫リテ議

決及進行中ノ工事ヲ中止セシメントス、此時ニアリテ

此濱部落有志ナルモノ、取ル所ノ高等小学校ノ移
築カ出来ナラハ、○分村シテ成共此事ヲ貫徹セシメ

53

ント云、有志連署ノ委任状ヲ彼ノ委員等ガ取付

ケ居ルト云事ハ、当時ノ委員中ノ長本人トモ云

ベキ人ヨリ我々ニ自白シテ居ルノテアル、

右の次第ナルヲ以テ、郡長閣下ニ有リテハ我々他部

落ノ請願ニ對シ、人情風俗ノ異ナリテ居ル所及

分村スルトキハ、雙方他村ニ對比シテ獨立スベキ

民力アルヤ否や等、充分御取調アリテ可然御取ナシ

被下度段申上置キタリ、

次ニ九月十二日 村長就職事務引継迄ノ事ハ、当時

派遣ノ曾我部亀吉殿方詳細御聞取相成候筈ニテ、

私共申上クル必要ナキ次第ト存マス、依テ

十四日亀吉殿帰廳後ノ事、實ノ有増ヲ申上、閣下ノ

御高慮ヲ願マス、濱部落ニアリマシテハ、如何

ナル資格ヲ有シテ居ルモノデアリマスカ、

七名の委員ナル者ガ出来テ居リマシテ、村長

不信認櫻井濱部落委員事務所ト云フ看

板ヲ濱部落ヨリ掲ケシメマシテ、其事務所

ヲ設ケ居リマス、而シテ時々多数ノ人ガ出入シテ
委員等村長へ談判ニ出ルト云フトキニハ、必ラス
飲酒シテ来リ、時ニヨルト茶ト唱ヘテ瓶ヲ持テ
クル、之レカ全ク茶ニアラスシテ酒テアル、故ニ語氣
荒ら／＼シキト多クシテ、實ニ危嶮極ル次第テゴ
サリマス、其談判トカ云フ要示ノアラ増シ
ヲ申シマスルト、

○村長辭職セシハ、如何ナル理由ガアリシカ説
明セヨ、 ○村長再選ニ遭テ離職セシハ、不
徳義ナル仕方テハナヒカ、併シ之レニ對シ濱へ何
カ相当ノ條件テモアルノカ、 ○三十四年度經費
ノ膨張セシハ何故テアルカ、 ○先ノ分教場ハ出
来シ事ヲ知りツ、濱ヲ瞞着セシ為ニシタノテ
アロガ、 ○君ガ村長ハ濱部落ハ不信認テ
アル故ニ辭職セラル、ガヨイ、

54

○村長ヲ辭セントナラハ辭セント云へ、我々ハ最後ノ所分
ニ訴ヘルノテアル、ソシタラ命ガ短カクナルカモシレン、

○君ガシシタラ他部落ハ神トシテ祭ルテアロー、

○濱ハ惡魔トスルノテアル、

○君ハ親モアリ子モアリ妻モアリ、ソレニ先へ穴へ入ル様
ナ事ヲセンテモヨカロガ、 ●濱ノ云一ナリニ、ナセ村長ヲ止メン
ノテアル、止メタラ直ニ名譽ノ回復ハ出来ルノテアル、シテ
上ゲルノテアル、

殊二十五日ハ、村長ノ宅へ家婢ノ起キ出ルヤ否ヤ、彼ノ委
員ナルモノ突然入り来る為ニ、家族等意外ニ驚キ狼狽、此事ヲ惣代へ告ケマシタ、 ○惣代之レヲ巡查ニ報ス、

直ク巡查来リマシテ、 ●惣代へ云フ、郷櫻井ヨリ傍聴

者へ来ルナキ様注意セヨト云フ、之レ衝突ヲ恐レテ

ナリト云フ、 ○惣代之レニ應シテ郷ノ人ノ傍聴ハセシメザリシ、
十二時ノ頃彼ノ委員等ノ弁当ヲ濱ヨリ持参ノ時、豈凶ラン
ヤ、濱ヨリ二三十名計リ突然傍聴者来リタリ、此時、 ○

惣代ヨリ濱ノ傍聴者ヲ立去ル様シテクレト云フ、

●巡查ノ云フ、アレハ僕ノ云フ事ヲ聞カンノデアアル、

●尚咄ステアロート云テ又傍聴人ノ所へ行キタリ、

然ルニ尚耆人モ歸リシモノアラスシテ、曾我部右吉氏ノ

宅地内ニ居リテ、委員カ三時頃ニ帰リタルトキ前後シテ
 歸リマシタ、之レ依テ郷櫻井ノモノハ巡查ノ不当ヲ唱へ、
 稍モスレハ激抗セン模様ナレトモ、只今迄ハ諭シテ
 其俣ニナリテアルノテアル、

○村長進退ノ事ニ付テハ、何カ委員ニ決答スル事

ヲ約束シ居リシ様子傳聞キマシタガ、夫レニ付テハ、

○郡長閣下ニ對シ申上タトカ聞キマシタ、故ニ此事ハ
 申上マセン、

十七日ノ村長ト會見ニ付テハ、風説カアリマシタ、村長ガ弥

此ノ委員ニ向テ決答ガアル、若シ村長ノ答ヘニ依タナラ

ハ、ヤツツケテ仕舞ノテアルト、果シテ然カルトキハ濱ノ望モ

達スル云々トノ事、之レハ全ク風説ニシテ決シテ信ヲ

置クベキ説ニアラスト思フテ居リマシタ、然レトモ人物カ

人物ナリ、殊ニ酔ニ乘シテ来ル人物テアル故ニ、

55

萬一ノ出来事ヤアランコトヲ大居ニ危嶮ニ思テ居リマシタ、

故ニ之ノ日ノ會見ハ見合スヘシト村長ニ迫レトモ、承知セス

會見シタノテアリマス、併シ村長ニアリテハ何カ充分ニ

警戒ヲ加ヘタルモノト見ヘマシタ、會見ノ所ヲ役場内

ノ一室ト定メ、必要ノ書類等ナンカハ取纏メ、夫レト

公印等ハ合封シテ、助役迄預ケ居リマシタト聞ク、

之レ全ク非常ノ注意テアリタ事ト思ヒマス、

役場内吏員ヲ始メ何人モ立去ラシメ、午後三時過キ

委員七名ト會見シタノテアル、會見ノ際種々の

話シハアリタル様子ナレトモ、其答ヘノ骨子トモ成ルベキ

モノヲ傳ヘ聞キマシタガ、村長曾我部右吉カ今

度ノ紛擾ノ骨子ト成リ居ルモノテアリテ、村長ヲ

辞シタナレハ紛擾ガ氷解シテ、全村カ平和ニ復

スルコトナレハ、曾我部右吉ハ村長ヲ辞スル事ハ厭フモ

ノテナク、然レトモ理由ナクシテ濱部落ノ不信認

トアリテモ辞表スル事ハ出来ンノテアル、斯ク云フ

トキハ大ニ激抗セラル、テアロトハ充分覺

悟シテ居ノテアル、依テ村長タル曾我部右吉ヲ

除スハ止マントノ事ナラハ、村長ノ職務ヲ帶

タル俣、曾我部右吉ノ身体ハ君等ノ存分ニ

俣ノテアル、最後ノ所分ヲ為シ成リ御勝手
 ニセラレヨトノ事テアリシヨシ伝ヘ聞マシタ、
 又委員等モ君とシテ夫迄ノ覚悟テアルナレハ、
 是上ハ我々モ熟考シテ又遭フ事モヤアラン
 トノ事ニテ、意外ニ此日ハ穩カテアリシト聞
 キマシタ、此時ハ古国分ヨリ特ニ今治警察ヘ
 モ注意シマシテ巡查モ来テヨリマシタ、
 前々ハ何故カ委員等カ来リ暴言ヲ吐キ居ル時ニハ、
 必ラス 巡查ハ来ナイ方テアル、之レ全ク轉任日
 尚浅キヲ以テ事情ニ悖キ故、濱部落ノモノニ
 瞞着セラレテ何カノ事ニ托シ出頭方ヲ遮ラレ
 居ルモノカトモ思ヒマス、

56

為ニ役場ハ孤城ノ姿テアリテ巡查ニ通知スル
 事モ、又必ラス要所々々へ報スルヲモ更ニ出来ンノテ
 アル、小使も濱ノ人ヲ入レ居ル故ニ、之レガ身上ニ危
 害ヲ生センノ懼レアリテカ行カス、又時トスルト他ヨリ
 遮キリテ遣ランコトアリ、此際他ヨリ小使ヲ入レンモ
 又行クモノガナイノテアル、

既ニ前段申上マスル次第テアリマシテ、他部落
 ノ者モ是ニ對スル相当ノ防禦策ヲ講センケ
 レハナラントテ、

壮士数名雇入セントカ種々申居リマスレトモ、暴ヲ
 以テ暴ニ對スルハ、他部落ニシテ取ルベキ得策ニ
 アラストテ慰諭シテ居リマス、然レトモ此上濱ガ暴事
 ヲ中止(ハマス)シテ、正当ノ事ヲヤラザル以上ハ、他部
 落又相当ノ事ヲセン事疑ナシ、果シテ然ル上ハ
 如何ナル珍事ヲ惹起センヤ計リ知ルベカラス、
 之我々ノ大ニ苦慮スル所ナリ、

郡長閣下ニ於テ相当ノ御所分アルベキモノトハ
 愚考仕マス、此上ハ速ニ閣下ノ御所分方ヲ願次第
 テアリマス、猶此事遅引スル上ハ他部落必ラス
 暴止策ヲ講スルニ至ル事相違ナキ次第テアリ
 マス、何分ニモ御所分方ヲ願マス、
 尚郡長閣下近日来松トノ事、果シテ然ル上ハ

曩ニ濱部ヨリ代表者トモ思シキモノ出願シテ
知事へ對シ何カ申込ミテ居ルト聞、果シテ然（抹消）「シテ」ル
上ハ必ス閣下ニ對シ知事ヨリ定メテ事情下
問アランコトハ必然の事ト存マス、之レニ對シ
我々ノ取り来リタル處ノ方針、議員等は迄
決議執行等ノ事詳細御上申ヲ願マス、就
ハ尚之レニ對シ申陳ベ置ネハナランノテアリマス、
村長以下撰挙の事ハ（七月十一日、十七日、八月八日）ノ
三回、管掌曾我部龜吉殿方召集カアリマシタ
ケレトモ、何カ濱へ都合モ就ハトテ惣代ニ依頼シテ代表
者選定方ヲ託シ、又個人トシテ我々ハ村上時次郎
氏へ協議、
惣代ヨリハ代表者ヲ選出スル事ハ出来ント謝絶セラレ、
個人トナリテ協議セシハ（言上ハ茲ニ記サス、十七日ニアル通申上ク）、
自説ヲ主張シテ一步モ譲ルコトナキノミナラス、勝手説
計リヲ主張ス、故ニ協定ノ見込ナク、村長豫定
方ヲモ濱部落へ色々協議スルモ其運ビニ至ラス、
他部落ニモ適當ノ人ナシ、茲ニ八月八日第三回目
ノ會ニ於テ、今ノ村長ヲ再選シタル次第テアル、
殊ニ此撰挙ニ先テ他部落ハ異議ナキノミナラ
ス、尚濱部落ニ就テ内情ヲ調査スルニ、曾
我部右吉ヲ内心希望スルモノ多々有之事耳ニ
入リタル次第ニ御坐候、茲ニ因テ見ルト全村民六七分
ハ必ラス賛成ノ者ト認定シテ居ル、故ニ再撰
セシモ又不当トハ認メンノテアル、此邊事實御上申願
マス、
分村情願ニ對シマシテハ、他部落モ縣廳
へ人情等上申トシテ拾数名縣廳へ出頭致ス
事ニ協議致シ居リマス、
序ニ申上ケマス、
濱部落ハ、縣廳或ハ郡役所へ何カ上申
ニ付願セシモノハ、代表ノ責任ヲ有シ居ルモノト
思考致シ居ル次第デアリマス、夫レカ郡長閣
下ノ御召トカ、或ハ他部トカノ請求トカ、アルトキ

ニハ、代表者ヲ出ス事ハ出来ンノテアルト云フ
テ、ハネ（傍注）「○○」ツクルノテアル、故ニ私共ノ解セザル
所ニシテ、實ニ無責任極ル次第ト思ヒマス、故
ニ協議カテキンテアリマス、

58

九月廿二日 濱部落委員、（傍注）「○」加藤友太郎
宅ニ来テ談判ノ要示、

濱部落委員七名ノ内来リ者、

渡邊新九郎 野村房次 （傍注）「○」本宮国太（□）

郎 野村勝太郎ノ四名テアツタ、

彼等加藤友太郎へ談判セント云フ、第壹ニ友太郎
ヨリ資格ヲ問、

我々ハ濱部落ヲ代表シテ、村長以下吏員

並ニ議員へ談判スルノ委任ヲ請ケテ居ルモノ
也トテ、左の質問ヲ起シタリ、

本宮国太郎曰ク、

一君カ一名シテ分村スルノテアルト云フガ、其理由
ヲ問フ、

友太郎答へ、

一分村請願ニ付テハ、他部落多数ノ人民ガ

共同一致シテ始メテ成立スルモノナレトモ、 君方ニ而

僕老名ノ力ニテ分村セント欲スレハ出来得ベキ

者ト思ハル、カ、僕ニハ斯迄他部落ニ於テ

信認ガアルモノト思ハル、ノテアルカ、兎モ角モ之レハ

君方ノ判断ニ任シ置キ、僕ヨリシテ君方へ對シ

何等明言センノテアル、故ニ君方ノヨキ様御見

解アリテ可然、

同問イ、

民情風俗カ違テ居ルト言ハル、ガ、其説明

ヲシテ貰ヒタイ

友太郎答へ、

民情風俗ノ異ナリテ居ルト言事ハ、僕ハ充分ニ

見込テアルノテアル、其事ハ僕ニ問フ迄モナイ事テ、

諸君ニシテモ掩フベカラザル事實テアローガ、

既ニ民情風俗ノ違フテ居ルト云フ事ニ付テハ、濱

部落自カラ唱導シテ居ル所ニアラスヤ、先

（ノ）議会え濱部落議員七名ヨリノ学校分割

提案、村上時次郎氏ノ説明、村長へ對シ四十

余ノ有志連署学校分割請願書、慥君方モ

其内ナラント思フカ、夫レニ違フト云フ事カ明記シテ
フルニアラスヤ、

又言、

濱部落ハ分村ヲ決シテ厭フモノニアラス、然レトモ

他部落ガ分村請願書ヲ出スナラハ、先以テ濱へ協

議ノナキハ實ニ他部落カ不徳義テアル、

友太郎云、

我々他部落ニアリテハ、曩ニ濱部落ヨリ

訪問委員ナル者ヲ撰定セラレテ、我々ニ種々ノ事

ヲ問ハレタ、其時我々ヨリ責任ヲ聞クニ、有志ノ

代理テ濱部落代表タルノ責任アルモノニア

ラス、只聞クマテナリト云フ、此時我々ニアリテハ濱

部落ヲ代表シテ責任ヲ有セシ委員ヲ選出セ

ラレ度、双方會見協議シ見シコトヲ訪問委員へ

御依頼スルモ其功ナク、依テ

惣代廣川弥左衛門氏へモ依頼シタレトモ、之レ又濱部

落ヲ代表スル委員杯トハテキント謝絶セラレタ

ノテアル、然レトモ君方ニシテ他部落ガ出シ抜ケニシタ

不義徳ト云ハル、ナレハ言タマへ、我々ハ時機の至

ルヲ俟テ言時ト所カアラン、君方ニ云フモ詮ナキコトアル、

又問、

櫻井ノ郷ト濱トノ境界ガ出来ル見込テアルカ、又ハ

分ツテ居ルカ、

友太郎答へ、

分割ニ付テハ成程六ヶ敷イ見込テアル、然レトモ

ソヲ心配ヲセイテモ舊慣モアリ、他ニ實例モアリ、

ヨキコニ成ルテアロー、此事ハ雙方ヨリ見込ヲ十分

上申シタラ、監督官廳ガ（ラ）（傍注）「○」充分（ノ）ノ調査ヲ（□）（傍注）「○」シテ

内務大臣ガヨキ所へ指定シテクレル（ノ）ノデアル、氣遣

モノテナイ、

又問、

議員ガ村長ヲ撰挙セシハ、全ク強情ナル曾我部右吉ヲ出シテ分村ノ衝ニ当ラシメントテ、此紛擾ヲ知りナガラ出シタノテアロガ、

友太郎答、

君等カ見ルト斯ク見ユルカモ知レン、我々ハ斯ク

ノ如キ悪意アルモノテナイ、止ムヲ得スシテ選出シタノテアル、

村長事務管掌セシ郡書記曾我部龜吉氏ヨリ、村

長選挙會ハ二度召集ニ成ツタ、然レトモ之レヲ延會

シテ濱部落ヘ協議上下思ヒ種々尽セトモ、終ニ道

チ付カス、不得止第三回目ニ至リテ他ニ適任ノ人

アル事ヲ見出ス事能ハスシテ、曾我部右吉氏

ヲ再選シタル次第テアル、

又問、

分教場設置ノ決議ヲシテ不認可トナリタ、

夫レハ皆議員ノ見込ガ違フタノテ失策デア

ロガ、

答、

然リ、見込カ違フテ失敗ニ歸シタンテアル、

問フ、

夫レナレハ、夫レニ對シ濱ヘ相当ノ何カ讓合ヲ

何ヘセザセンノテアル、

答へ、

之レニ對シ、何カ適當ト見込モノアラハ素ヨリ讓

合ハスレトモ、讓合ヘキモノガナイノテアル、

又問、

ナイト云フテハイカン、

答へ、

無キ上ハ仕方カナイ、

又問、

尋常小学校ヲ第一、第二トスル事ハ濱ニ得カ行クモ、

他ニハ損ガ無キノテアル、夫故ニ賛成センノハトヲテアル、

答へ、

友太郎ヨリ

其約束ハ出来ンテアル、併此以後ニ於テ僕カ
好キ事ヲ見出シテ、好結果ヲ得ントノ見込モ立
チタルトキハ、当方ヨリ御知ラセスル事アルベシ、考
ヘ置ク忤トノ約束ハ断然御断リテアリマス、終ニ望、
先ニ議員ノ補缺選挙ガアリタガ、其当選者ハ

夫レハ君方ノ見込カ違フノテアル、議員等多数ノ見ル処ヲ
以テスレハ、兼而四月廿三日議會ニ於テ成立セザリシ通り、多
数ノ賛カ入ルト見込テ居ルノテアル夫レ故ニ成立セナンタンテアル、

又問（本宮国太郎、元来此本宮ナルモノ等ハ、出タラ任セノ口上テアル）、
此間ニ對シテハ、本宮の外ハ黙シテ居ツタ、

濱ニハ三村長ガ中裁ニ来タ、前ヨリ濱ヲ代表セシ

交渉委員ナル者ガ設ケテアリタンテアルト云フ、

友太郎云、

果シテ然ラハ、前ニモ云テ居ル如ク、我々カ濱ニ向テ責
任アル委員ノ選出方ヲ促シタルトキ、ナセ其通知ガナイ

ノテアルカ、（国太郎云）夫レハ濱カラ出来タト云フモ

ノテナイ云々、（實ニ国太郎タル者、頑然タル小兒ノ出

タラ任ノ虚言八百、取ル足ラザル乱チヨシテアル、

又問、

君ハ村會議員テアル、故ニ何故ニ村ヲ円満ナル様セン

ノテアル、之レ議員ノ職責ニ違フモノト思フ、

答、

僕素ヨリ村ノ円満ナランコトヲ計ラント欲スルモノナレハコ

ソ、前条御咄申シテ居通ノ次第二テアル、乍併（傍注）「シカシ」

君等ハ万事反對ニ見込テ居ルノテアレハ、仕方

ナク余ニ對シテ君等ハ君等ノ見込ヲ以テ

如何様共運フヘシ、僕ハ僕ノ見込所ニヨツテ

所スルノ外ハナイノテアル、

彼又曰ク、

併シ何分ニモ好キ御考ヲ見出シテ、（傍注）「○」黒幕ト成

テ一タ御働キテ貰ヒタイノテアル、考置テ被下ト

ノ事、

答へ、

其約束ハ出来ンテアル、併此以後ニ於テ僕カ
好キ事ヲ見出シテ、好結果ヲ得ントノ見込モ立

チタルトキハ、当方ヨリ御知ラセスル事アルベシ、考

ヘ置ク忤トノ約束ハ断然御断リテアリマス、終ニ望、

友太郎ヨリ

先ニ議員ノ補缺選挙ガアリタガ、其当選者ハ

辞セラレタト聞ク（第二、十六日十七日分）トヲテスカ、
彼レ答ヘ（野村勝太郎云フ）、

皆辞シタテアル、皆此間事務所へ召シテ、就職

シテ見テハドゾト云フテ勸メタケレトモ、ヤラント

云フ、之レ個人ノ意見故ニ止ムルコトニ行カナシタ

ノテアル、

友太郎云、

夫レハ如何ニモ無責任極マツタ咄テハナイカ、

国太郎云、

夫レハ他部落カ壓制スル故テアル、

友太郎云フ、

壓制スルト云ハル、モ、議員其者ガテキテ、其上實地

望ミテ見ネハ分ランノテアル、實ニ無責任極マリシ

咄ニアラスヤ、

野村勝太郎云、

左様テアル故ニ、我々ハヤツテ見テ壓セラレテ

後チニ止メル方ヨロシカラント云ツタ、

友太郎云

他部落何ソ道理アルモノヲ壓スルノ理アラン、

（頭注）「舌」

万一其事アラハ〔接〕舌戦シテ壓セラル、ナラハ、其

時辞スルモ晩カラザルモノト思フ、然カラスシテ

〔抹消〕「然カラスシテ」辞スルトキハ、我々カ監督官廳へ

具申スル時、濱部落ニ對シテ之レ迄ノ事ヲ

尽スモ、斯クノ如キ次第テアツタト云フ、一ノ材

料カテキルノテアルソ、マタ此上補欠議員ノ

選挙ヲ行ハネハナランノテアル、又其時ニモ就職

セント云フ事ガアルトキハ、他部ニ皆議員ヲ

取ラレテ仕舞カモ知ンノテアルト陳ベタ、

此時至リ、尚熟考シテ呉レト云テ歸リシハ

十一時四十分ノ頃テアリマシタ、

同月廿三日 加藤友太郎宅へ来リシモ、不在ニ付

歸リタリト云フ、

63

同月同日 村長訪問シテ、又前日ノ繰替シヲ

分シテ後子、我々ハ今迄何程云フモ、君ハ聞入レン
ノテアル、故ニ身命ニ掛ケ舞臺ヲ替、最後
ノ所置ヲヤルノテアル云々ト云シモ、此日ハ先ツ
是迄ニテ留メ置キ、近日来ルトノ事ニアリシト聞ク、
九月廿四日

談判委員又加藤友太郎方へ来ルトノ事デア
リシカ、来ラス（聞ク処ニヨルト曩ニ富田太蔵等
来リ、居ラス為ニ要領ヲ得スシテ帰リタリトテ、彼等出頭
大イニ談判ヲ遣ルト云フノ由シ、之レ又威赫文句
ナラント想像寸分ノ警戒ヲ為ス事ナカリシヤ、）

九月廿六日 旦ノ會所へ集會議員中
報告、

十八日 警察署へ行キシ顛末 加藤友太郎方
郡役處青野書記へ示談ノ事、同、

曾我部書記へ挨拶ノ事、加藤友太郎 世良森造

廿一日 分村願陳情ノ事、 世良森造 加藤友太郎 森重又三郎

廿二日 加藤友太郎宅へ来リ、加藤へ談判ノ事、

廿四日 青野郡書記濱へ来タリ、郡長帰郡迄ノ

間、委員ノ行事謹慎ヲ命セラレシトノ

事、通知アリシ事、

右報告了リテ、左の事ヲ決ス、

郡長ヨリ歸郡ノ上ハ、濱部落へ何カ

示諭ノ事モアルトノ趣ヲ以テ、一時委員ノ挙

動中止ヲ命シタトノ事ニ聞ク、依テ当分ノ間

ハ充分警戒ヲ加へ居リ、

郡長帰郡ノ上ハ何分ノ事モ分ラン、夫迄

ハ此俟ニシテ様子ヲ伺ベキヲ決ス、

64

明治三十四年十月八日 曾我部宅ヲ問、

加藤友太郎

曾我部右吉氏云、

昨七日ヨリ郡長小松寄吉郎、郡書記青野丈

次郎ノ両氏濱部落ニ来リ、芥川庫太郎、

村上時次郎、廣川弥左衛門ノ三氏ヲ召シ何カ示談

アリ、

委員七名ヲモ召シ、不穩ノ挙動ナキ様尋常ニ
スヘキ旨ヲ示諭セラレタル所、彼等決シテ不穩
ノ事ハセンノテアル、然レトモ他ヨリ不穩ト認メラ
ル、上ハ、穩当ノ事ヲ遣ルトノ事テアリタトノ事、
右傳聞ナレハ、詳細知ル事能ハサリシハ無論ノ事テ
アル、此日午後帰廳セラレシヨシ（後チニ聞ク、郡長ニ向テ
不穩ノ事ハ決シテシタ事ハ無ノテアルトカ何トカ、種々ノ
言ヲ以テ腕ヲマクリシテ、郡長ニ迫リテ實ニ穩ヤカナラ
ザリシヨシ、夫ニ對シテハ郡長モ怒氣ヲ發シ直チニ帰
廳シ、相当ノ処分アラン模様ナリシヲ、村上芥川廣川
ノ三氏ヨリ御引留申シテ、色々御断シ、委員等モ
謝罪ノ意ヲ表シタリトノ事、

明治三十四年十月十日 郡書記青野丈次郎氏ヨリ別紙
の通申来リタレトモ、此日ハ不在、

拜啓愈御清適奉賀候、陳者当村紛擾事ノ

一件ニ付、今朝出張致候所、染々御内談申上度

義有之候間、乍御苦勞即刻泉屋迄御出頭

被下度候、勿々不備、 十月十日 青野丈二郎

加藤友太郎殿

十月十一日 青野書記ヨリ此日面談可相成趣キヲ以テ、

村長ヨリ高等校迄当朝出張方昨夜申来リタリ、

（傍注）「○」青野丈次郎氏個人ニ成テノ咄シ（他部議員世

良森造ヲ除ク外皆集ル）、

郡長諭示以來、濱部落ニアリテモ大イニ反

省セシヲ以テ、此際取纏メヲ為シテハ如何ト思フ、

65

今般曾我部右吉氏ノ所決ヲセシメナハ、彼ノ村長

不信認濱部落ノ委員モ自カラ自滅スル者ト成、

此時ニ濱部ヨリ更ニ有力ナル委員ヲ撰定セシ

メテ、本村将来ノ円満ヲ計カラシムル事トシテハ如

何、 村長曾我部氏所決ノ事ニ付テハ、咄シアレトモ他部

落關係アルヲ以テ、君ヨリ他部落ヘ咄シ被下トノ事テア

リタト云フ（前日加藤友太郎ニ咄シテ如斯セシムノ見込テアリシヨシ）、

右ニ對シ、加藤友太郎云、

村長曾我部右吉氏進（職）退所決セシムル事ヲ

先ニスル事ハ、他部落議員之レヲ賛成スル事能ハス、
故ニ濱部落ヨリ責任ヲ有セシ代表者ヲ選
出セシメ、双方協議ヲ為シ果シテ平和ニ局ヲ結
フ事ト成リタル上ハ、其時曾我部右吉君其者
ニ自決セシムルモノニシテ、議員ヨリ辞セシムル事
ハ出来ンノテアル、

右ニ對シ、青野君ヨリモ、帰廳郡長へ協議ノ
上、何分ノ運ビヲ為スニ至ラントテ帰廳セリ、

十月十八日 高等小学校ニ付、村長曾我部氏ニ逢フ、
氏ノ咄シヲ聞く、

一昨日郡役所行キタリ、郡長ニ面謁シタリ、

郡長ノ咄シヲ聞く、去ル七日濱部落ニ行キタルトキ、
委員へ示諭の上翌日早朝帰廳セント欲セシ

トキ（何カ委員ヨリ抗議アリシモノト察セラルル）、
芥川村上廣河ノ三氏ヨリ帰廳ヲ引留メ、

何カ委員ヨリ御咄シ致度トノ事故、一應

聞キテ遣リ被下トノ事ニテ、委員ヨリノ咄シ
ヲ聞カレタリトノ事、又前ニ曾我部氏ヨリモ

濱部落一致シテ委員モ解散セシムルト云フ
ニナラハ、他部落トノ感情モ大イニ恢復

66

ノ見込モアレトモ、今日ノ如キ事情ニテハ逆モ好

結果ヲ見ル事難キモノト信ス、殊ニ村上芥

川トノ二氏ニ於テ内心大イニ意見ヲ異ニ

セシモノ、如ク思ハル、云々、

郡長曰ク、果シテ然カラシ、

過日本職出張中ニアリテモ、芥川氏（へ）他ニ出ツ

レハ、村上氏ヨリ異ナル咄シアリ、又村上去レハ芥川

ヨリ奇異ノ咄シアリテ、内心一致セサ（傍注）「○○○」ル様思ハ
ル、云々、

曾我部氏終リニ我々ニ向テ言フ、定テ雙方

ヨリ委員ヲ撰定セシメ、郡役所へ呼出シテ

何カ協議セシムルカモ知レント言ハレタリ、

十月廿四日 高等小学校へ集会、

十月廿五日、濱部落ヨリモ郡長ノ命ニヨリ協定

委員三名ヲ撰出スル事トナリ、則明日郡役所へ
 其委員出頭方ヲ命セラレタル赴キヲ以テ、他部
 落ヨリモ同様出頭方ヲ去ル廿一日盛重又三郎、世良
 森造両氏ヲ郡役所迄呼出サレテ、其撰出方
 ヲ命セラレタルヲ以テ、本日茲ニ有志ノ集会ヲ促シ、
 其撰定及其委員ノ意見トスヘキ條件
 ノ大要ヲ協定セン為メノ集会テアル、
 委員当選 加藤友太郎、盛重又三郎、世良森造、
 要件

村長進退ニ付テハ、我々ノ啄ヲ容ル、事ヲ得セ
 シメサル事、 分村請願書ハ当度協定スベ
 紛擾事件ニ關係ナク、民情風俗ノ異ナルニ
 ヨル故ニ別問題タル事、其他ト雖モ條理ヲ
 曲クル抔ト言フ條件アラザレハ、協定ノ出来ン
 ト云フ事アラハ、断然協定ヲ拒絶スルモノトス、

明治三十四年十月廿五日 郡役所へ委員出頭ス、

加藤友太郎 盛重又三郎 世良森造

67

出頭、郡長ノ命ヲ俟ツ、濱ノ委員(村上時次郎、
 田村只八、芥川庫太郎) 中平ニ宿セシトテ小使ヲ
 シテ呼ハシム、来ル、郡長へ雙方面謁ス、青野
 書記来リ、曰、本日ハ郡長ノ所ヨリ雙方委員
 ノ会见ヲ紹介セシ迄ニシテ、一應ノ御挨拶ニテ
 協議ノ事ハ明日ヨリ願フ(抹消)「事」トス、故ニ其事
 終ラハ、双方委員初會見ニ付、晚餐會
 ヲ開催シテハ如何トノ事ノ御内意テアリマス、
 御賛成アリテハ如何ト云フ、当方三名申合セ
 謝絶シタンテアル(彼レ如何テアリシカ、殊ニ成否ノ程
 モ不計今日ニ於テ如此キハ自分等ノ取ラサル所也)、
 郡長雙方委員ヲ楼上に召ス、我々三名先
 ニ登ル、郡長一應挨拶アリテ後、曰ク、
 今般紛擾ヲ氷解セシメントナラハ、雙方共ニ四角
 立チシ事ナク平和恢復セシメ、円満ニ局ヲ結フ
 様スルト云フ所ヲ熟考シテ貰ヒ度ト思フノテアル、
 又分村願モ此際取消様ニシテ貰ヒタイノテアル、

郡長トシテモ少シ考テ居ル事モアル、然レトモ尚熟考シテ明日御咄シスル積リテアルトノ事、

答へ、加藤友太郎ヨリスル、

四角立タスシテ円満二局ヲ結ヒ、従前ノ通平和恢復セシメイト云ハル、事ハ、實ニ我々ノ希望スル所テアル、今條件

トカ何トカ云フ事ガ出ツルト、又一方ヨリモ色々ノ

條件カテルノテアル、故ニ我々三名ニアリテハ、平和

恢復セシムルトナラハ、一ノ條件モナク、紛擾ノ事

ハ惣テ大川流シトシテ旧ニ復シテ行ケハ、此上モナキノミナラス、

夫ヨリ外ハナイモノト思フ、故ニ一ノ条件抔ト云

フ考へハナイノテアル、併只今分村請願ヲ此

際取消セトノ御咄モアレトモ、此問題ハ今度ノ

68

紛擾ニ對スルモノトハ少シ性質モ違ヒ、我々ハ

別問題ト認メテ居ルノテアル、併シナガラ此上円

満二局ヲ結ヒシ暁ニ成リテハ自滅スルカモ

知レス、又取消様ニ成ルカモ知レンケレトモ、之レヲ

關聯セシメテ置事ハ、私共ニ於テ行カンノテ

アリマス、(傍注)「○」郡長モ斯ル事ナラハ今日ノ處別問

題トシテ聞キ置ク事トセントノ事、時ニ濱

ノ委員三名モ昇樓シテ

双方委員ヲ一席ニ集メ、郡長ヨリ之レ迄

ノ紛擾ニ付キ挨拶アリ後チ、紛擾抔ト云フ

ト少シ大ナル様ナレトモ、此出来事ヲ調定セン

ト欲シ諸君ニ御苦勞ヲ願タノテアル故、双方ニ

アリテハ四角立タヌ様シテ円満二局ヲ結フ事

ニ尽力ガ願度ノテアル、郡長トシテモ少シ考テ

居ル事モアレトモ、先本日ハ円満ニ協定ヲス

ルト云フニ付テ御考ヲ願ヒ置キ、明日午

前九時迄ニ御出頭ガ願度云々トノ事ニテ、其

日ハ歸リタノテアル、

明治三十四年十月廿六日 右ノ約ヲ履ミ、郡

役處へ出頭ス、濱ハ又中平ニ居ルトノ事

ニテ、小使ヲ驅テ呼ヒニ行カシム、暫ラクアツ

テ来ル、双方委員ヲ楼上ニ召ス、一統昇

ル、双方挨拶、

郡長曰ク、昨日ノ御約束ニヨリ郡長トシテ
モ御咄シヲスル筈、然ルニ十分考モ就カス、加
フルニ十一時ニハ波止濱へ出頭スル約束モアリ、
依テ御気毒ナカラ今日ハ尚御熟考ヲ被下
事トシテ、一兩日ノ内御苦勞ヲ願度ノテアルトノ
事、

69

村上時次郎云フ、昨日モ出頭シタ計リ、今日
又空シク帰ルト云事ハ遺憾千万ノ次第テ
アル、故ニ郡長ハ御留守トナルモ青野君（ノ）へ
代理ヲ願フテ、成否ハ扱置キ遣リテ見タ
キトノ事、双方委員何レモ同感、茲ニ郡
長ハ波止濱ニ行キ、跡ニテ青野書記
双方ノ間ヲ周旋シ、茲ニ双方紛擾ノ
事、大体ニ於テハ郡長ノ御意見通り、將
来円満ニ回復セシムルモノトシテ郡長ノ中
裁ニ任ス事ニ一決シ、
双方委員タルモノハ精神的ニ協議條件
ヲ申合シ置キ、是迄ノ紛擾氷解シテ円
満ニ局ヲ結ヒタル上ハ、後日ニ於テ其申合ノ
精神事實ノ上ニ顕ハル、事ニ尽力スル
事ヲ約セリ、其條件、

事實ニ顕ハル、事、上ノ如シ、

（頭注）「補欠選挙ス」

一 濱部落曩ノ議員復職ノ事（都合七名也）、

（頭注）「村上弥太郎成ル」

一 学務委員老名ヲ濱ヨリ選出スル事（増員ニテ）、

（頭注）「□□安太郎成ル」

一 役場書記老名ヲ濱へ増置スル事、

（頭注）「十年ニ成ルモ、適当ナル処見出ス事ナシ」

一 避病舎移築調査委員ヲ置ク事

（附言ス、土地ノ適否、或ハ時機等ヲ調査シ見ル事）、

（頭注）「□藤辞ス跡、濱ニ□タ止ムヲ得ス盛重□ナル」

一 収入役将来ニ更迭（傍注）「□□」アルトキ、濱ヨリ選出ノ事、

(頭注) 「□事ニ至リテ□□数トナルモ、此ノ俣適當ト見込事ト成ル(十二月三十一日(傍注)「〇〇〇〇」村会へ濱部部議同部落有志合意建議ニ依テ、将来現今ノ処ヲ適當ト見ルニ成リタリ」

一尋常小学校、学級十学級以上トナリタル場合、尅

二ノ学校設置必要ト認メタルトキハ、調査委員ヲ設

クル事(現今ノ級数ヨリ一学級ヲ置キ上ヲ云フ)、当時ノ

(頭注) 「(ハ参考也)」

生徒ノ惣数五百(九)九十一名ニシテ、表面之レヲ八級ニ組織

スルモ、實際ハ九級ニ分レテ居ルヲ以テ、本文中

十学級ト云フモ、表面上十学級ニシテ、實際ハ十一

組トノ組織ヲ成ス場合ヲ指シタルモノテアル、又法

律ノ変更ニヨリテ、人員(ヲ)ノ定数ヲ減ンスル等ノ結果

70

果ニヨリ学級数ヲ増加シタルモノハ、別途ノ事

テアル、

(後ニ記ス) 示来生徒増員シテ、別築又別築ノ事

ヲ實行ス、其度毎ニ他部落議員ヨリハ、円満ヲ計

ラン為メニ調査方ノ事ヲ協議スルモ、民費多端

の折柄、殊ニ實地ニ於テ適當ナルヲ以テ、濱部

落トシテヲ誰モ名トシテ異議ヲ唱ヘルモノナク、

現今ノ通り運ヒツ、アル也、明治四十年六月記入ス、

外ニ参考ニ記ス

○議員他部落ト濱トノ配置方ハ、町村制實

行の際ト変更セン事トナス、

○村長所決云々ノ事ハ、曩ニ色々の事

アレトモ、人權上ニ關スルヲ以テ我々ノ啄ヲ容レス、

(後記) 十一月十六日 村長自カラ決スル所アリシカ、辞

職ス、議員之レヲ採用ス)

一分村請願ノ件ハ別題問テアル、故ニ此際ハ協

定セザル事(後チニ至リ自滅ス)、

右ニ對シ、

明治三十四年十月廿七日 高等小学校へ有志会ヲ開ク、

会スルモノ

廣河伸太郎 村上文太 渡辺銀藏 青ノ幸四郎

盛重又三郎 盛重竹治

世良森造 世良伊平 渡辺伊八

阿部又次 加藤友太郎 菅万三郎

阿部藤次 曾我部治八郎 廣河幸四郎

吉田才次郎 本宮秀吉

越智又兵衛

廿五日、廿六日ノ局末ヲ報告ス、一統異議ナク

71

決了ス、故ニ祝杯ヲ挙ケテ、弥本會ヲ以テ

○紛擾事件ニ付有志ノ總會ヲ廢止

スル事トナリタリ、

明治三十四年十一月四日（加藤友太郎）

郡役所へ行き青野書記ニ面会ス、時ニ曾

我部右吉氏松山ヨリ郡長ニ書ヲ送リタリト聞ク、

夫レニ對シ何カ（傍注）「○」御意見ノ定マリシ事アリヤト聞ク、

青野曰ク、曾我部氏モ本日ハ帰宅スルトノ事、

歸セラレシナラハ同人ノ意見ヲ何カ聞キテ、又諸

君ニ談スル事アルベシトノ事、

此日、廣河伸太郎君ヨリ曾我部氏帰宅ニ付、

且ノ會所へ集会致ストノ事ニテ行、

盛重又三郎 世良森造 加藤友太郎

外ニ曾我部右吉 廣河伸太郎氏也、

時ニ曾我部君ニ對シ、廿五日廿六日ノ經過ヲ
報告シタリ、

曾我部右吉君ヨリハ、此如ク円満ニ局ヲ結フ以上ハ、最
早再発ノ憂ヒナキモノト認ム、殊ニ自分ニアリテハ、始

ヨリ円満ニテ局ヲ結フ事ト成ル以上ハ、是迄ノ

紛擾モ全ク自分不徳ノ為ニ生シタルノ責ナ

シトセス、故ニ此際責ヲ負テ辭職シテハ如何

トノ事、

加藤友太郎等ノ考ヘハ、未タ円満ノ經過ヲ充

分ニ認メ兼ヌルヲ以テ、尚ヨク實查ヲ遂クルノ必要

アルモノト認ム、故ニ今日ニ至ツテハ三名ニ於テヨクく

實地ノ模様ヲ探知シ、時機ヲ誤ランニ注意

セネハナラン事ト思想ス、依テ明後六日ヲ期

72

シテ濱ニ行キテ、濱ノ委員ニ就キ何カ意見ノアル所ヲ聞キテ、示来ハ双方ヘ手様ヲ通

シテ以テ円満ノ結果ヲ實地ニ顕ス事肝要ト思フ云々ト云フ、時ニ曾我部氏ハ、余ノ進退ハ三名ヘ任ス、故ニ時機ヲ誤ル事ナク進退ノ事ニ就テハ指揮計迄トノ事ニテ別レタリ、右ニテ六日ヲ俟ツ内、

十一月五日、廣河伸太郎氏方村上時次郎君明日明後日ハ差支ヘアリ、本日午後来リ呉レトノ事、夕方三名役場ニ行キ居ル内、曾我部右吉氏モ今治方歸リ来ル時ニ、

村上時次郎氏泉屋ニアリテ来リ呉レトノ事ニテ、曾我部氏始メ加藤友太郎、盛重又三郎氏、世良森造氏ト俱ニ行キ、長談スル事、村上氏ト三名ノ意見更ニ異ナル事ナク、

茲ニ至リ芥川庫太郎氏ヲ招ク、不在、田村只八氏ヘモ再三使ヲ遣ル、差支、村上自カラ芥川ニ行ク、芥川歸リ来リタリトテ

泉屋ニ集リシハ、加藤友太郎、盛重又三郎氏、世良森造氏、村上時次郎氏、芥川庫太郎氏、曾我部右吉氏シデアツタ、

右協議の末、第壹着手トシテ村(上)治上機関タル所ノ議員挙撰会ヲ開設シテ議員就職の上ハ、漸ニ平和恢復ヲ實地ニ顕ハサンコトヲ務ムル事ヲ約セリ、議員候補者トシテ村上時次郎氏、村上三郎氏、村上太八郎氏、田村只八氏、廣川平次郎氏、富田茂三郎氏、芥川庫太郎氏トス、

明治三十四年十一月十一日

濱部落協定員ヨリ出頭方申来リタルヲ以テ、盛重又三郎、世良森造、加藤友太郎出頭ス時、芥川庫太郎氏外式名ヨリ

73

昨夜ヲ以テ郡長(へ)ノ中裁ニ任シタル去月廿

六日ノ結果ヲ報告セシ処、以外ノ抗劇ニシテ實ニ困難ニ堪ヘス、依テ曾我部ノ所決ヲ今日ニナシモラハスバ、逆モ好果ヲ見ル能ハスト思フ、依テ之ノ事ヲ諸君ニ囑ラン為メ御苦勞ヲ願タ次第テアル云々、

右ニ對シ、加藤友太郎外二名方ハ、明日村會議員ノ補缺撰挙ヲ行テ後チ彼レ等就職シ、

村会開設ノ後チニ至ヘリラハ、茲ニ円満ニ行ベキ

端緒ヲ得ルモノト信ス、此時ニ当リテ曾我部

氏始メ、各議員ニ於テ〈将〉将来櫻井村村治上円満

ニ局ヲ結フモノト認メラル、上ハ、

曾我部右吉氏自決シテ村長ヲ辞セラル、

ト云事ニナル上ハ、我々ニ於テ其意ニ任スベキモ

然カラザル上ハ、我々ニ於テ仮令曾我部氏力辞

スルト云モ、拒ムノデアルト云フ事ヲ主張シタル処

ガ、芥川庫太郎氏外二名ニアリテモ、如斯ナル時ハ

逆モ濱部落ノ折合ヲ見ル事出来ザルモノト認

ム云々トテ、雙方對峙スル事久シカリシガ、

芥川氏盛重氏ヲ呼ンテ曰ク、斯ク申上ケタレトモ

逆モ諸君ノ應セラル、所ヲ認ス、故ニ我々ニ於テ

今夜改テ報告ヲナシ、諸君ノ御意見通り

遣リテ見ントノ事ニテ、大陽西山ニ没ス

ル頃分レ歸リタリ、

十一月十二日聞ク、異議ナク報告ヲ終リタリトノ事、

此日村會議員補缺選挙会ヲ行ナヒシ、之

前日豫定ノ者議員ニ当选シタリ、其当选

状廻リ異議ナク、皆承諾セシモノ、如シ、

74

十一月十六日、村会開設、

平和恢復條件中實行、

書記 月俸七円 青野大五郎 書記 月俸

七円 月原友太郎 推選認定、

学務委員 当选 芥川庫太郎氏（辞ス）、

曾我部右吉氏村長辞職センコトヲ陳フ、

一統縮然タリ（翌日辞表差出ス）、

「献議者アリ、曾我部右吉氏ニ對シ、從來ノ
勞ヲ謝スル為メ銀杯壹個ヲ（拾五円以内ノモノ）送
与スル事ヲ内決シ置カント云フ、〔異見〕異議ナシ、
後任者豫定ノ事、村上時次郎氏依頼スル
事（報酬不定）ニ内定ス」

明治三十四年十一月十八日

村会開設 議長助役廣河伸太郎

氏ヨリ、本日十七日付ヲ以テ

村長曾我部右吉氏、家事ノ都合ニヨリ村

長ノ職ヲ辞スル事ヲ申立タリ、依テ其理由

ニ付、意見ヲ問フ旨ヲ陳フ、

異議ナク認諾ス、

茲ニ建議アリ、村長曾我部右吉君ハ村長ヲ辞
ス、君ハ既ニ八ヶ年ノ長職へ従事ス、中間種々

ノ出来事アルモ、一ツトシテ君ノ瑕瑾ニアラス、故ニ

相成タモノ君ニ對シ相当ノ慰勞為サゞルベ

カラス、依テ櫻花ヲ彫刻セシ銀盃壹個ヲ

呈セント欲スト云フニアリ（十二日内協議ニヨル也）、

満場異議ナク可決ス、後任者ヲ選挙ス、

村上時次郎氏当選（些の一ヶ年ニシテ辞セリ）、

75

又芥川庫太郎氏補缺当選ヲ辞ス、

其理由、三等郵便局長ナルニヨルト云フ、故ニ其理由

調査の限ニアラス、

後任者豫選、堀端新太郎当選ス、

紛擾中、中裁等ニ関係セラレタル左の諸氏

ニ頭書の物品ヲ贈テ、其勞ヲ謝スル事ニ協定

シタリ、

會席膳五枚（凡三円） 郡長 小松寄吉治氏

各（割注）「吸物膳十枚及ノ吸物椀十ツ、」（凡三円） 同書記（割注）「青野丈二郎氏ノ曾我部龜吉氏」

各三ツ組鉢臺（凡貳円ツ、） 富田村長 清水幸太郎氏

下朝倉村長 越智新太郎氏

上朝倉村長 渡辺秀雄氏

右ニテ本日村會閉場ス、

午後四時ヨリ村長曾我部右吉君ノ為ニ送

別ノ宴会ヲ催ス、

出席者	村上時治郎氏	廣川平治郎氏	村上三郎氏
	村上太八郎氏	田村只八氏	青ノ大五郎氏
	村上静一氏	富田茂三郎氏	芥川庫太郎氏
	阿部藤治氏	加藤友太郎氏	盛重又三郎氏
	世良森造氏	村上文太氏	廣川伸太郎氏
	吉田才二郎氏	本宮貞治氏	越智又兵衛氏
	世良国三郎氏	近藤常治郎氏	

明治三十四年十一月廿二日

郡長及書記へ謝禮トシテ出頭、

村上時治郎氏、加藤友太郎

前二定マル所ノ物品ヲ持参シタリ、

郡長此日不在ニ付、青野書記迄申込ム、

青ノ、曾我部へハ面談シタリ、

76

三村長ハ廣河伸太郎氏ヲ惣代シテ、

謝状ヲ添ヘテ各前二定メタル物品ヲ送ル、

右紛擾、茲ニ全ク解決ニ至リ

タリ、櫻井村万歳テアル、

右紛擾ニ関スル費用ノ請求

は、惣而曾我部右吉氏ト廣河伸

太郎氏ノ取扱ニ関ルヲ以テ、自分

等此支払ノ責ニ任セス、

明治三十四年十二月一日記シ了、

他部落委員惣代

加藤友太郎

77

78

79

(裏表紙)

8
1

8
0